

令和元年12月10日開会

令和元年12月18日閉会

(定例第6回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号（12月10日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	5
事務局出席職員職氏名	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
一般質問	7
3番 穴井 謙次議員	7
1番 西本 篤史議員	20
9番 河内 賀寿議員	31
4番 國本 悦郎議員	36
12番 松田規久夫議員	52
5番 竹谷 和彦議員	65
議案第57号	70
議案第58号	70
議案第59号	70
議案第60号	70
議案第61号	70
議案第62号	70
議案第63号	70

議案第63号	70
議案第64号	70
議案第65号	70
議案第66号	70
議案第67号	70
散 会	77
署 名	78

第2号（12月18日）

議事日程	79
本日の会議に付した事件	80
出席議員	81
欠席議員	82
事務局出席職員職氏名	82
説明のため出席した者の職氏名	82
開 会	80
会議録署名議員の指名	83
議案第57号	85
議案第58号	85
議案第59号	85
議案第60号	85
議案第61号	85
議案第62号	85
議案第63号	85
議案第63号	85
議案第64号	85
議案第65号	85
議案第66号	85
議案第67号	85

陳情第9号	85
田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	89
閉会中の継続調査について	90
閉会	90
署名	91



田布施町告示第47号

令和元年第6回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和元年11月27日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和元年12月10日

2 場 所 田布施町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

西本篤史 議員

國本悦郎 議員

石田修一 議員

松田規久夫 議員

穴井謙次 議員

林山健二 議員

瀬石公夫 議員

谷村善彦 議員

清神清 議員

木本睦博 議員

竹谷和彦 議員

畠中孝 議員

河内賀寿 議員

---

○12月18日に応招した議員

なし

---

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

令和元年12月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 定期監査の報告
- 例月出納検査の報告
- 議員派遣
- 各常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第57号
- 令和元年度田布施町一般会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第6 議案第58号
- 令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第7 議案第59号
- 令和元年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第8 議案第60号
- 令和元年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第9 議案第61号
- 令和元年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第10 議案第62号
- 田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

- 日程第 1 1 議案第 6 3 号  
町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 6 4 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 6 5 号  
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 6 6 号  
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 6 7 号  
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告  
定期監査の報告  
例月出納検査の報告  
議員派遣  
各常任委員会の調査報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 5 7 号  
令和元年度田布施町一般会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 6 議案第 5 8 号  
令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 7 議案第 5 9 号  
令和元年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について



日程第 8 議案第 6 0 号

令和元年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 9 議案第 6 1 号

令和元年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について

日程第 1 0 議案第 6 2 号

田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

日程第 1 1 議案第 6 3 号

町長等の給与に関する条例の一部改正について

日程第 1 2 議案第 6 4 号

田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 1 3 議案第 6 5 号

田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第 1 4 議案第 6 6 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 1 5 議案第 6 7 号

田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

---

#### 出席議員（13名）

1 番 西 本 篤 史 議員	2 番 谷 村 善 彦 議員
3 番 國 本 悦 郎 議員	4 番 清 神 清 議員
5 番 石 田 修 一 議員	6 番 木 本 睦 博 議員
7 番 松 田 規 久 夫 議員	8 番 竹 谷 和 彦 議員
9 番 穴 井 謙 次 議員	1 0 番 畠 中 孝 議員
1 1 番 林 山 健 二 議員	1 2 番 河 内 賀 寿 議員
1 3 番 瀬 石 公 夫 議員	

---

欠 席 議 員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 森 本 充 君                                  書 記 福 本 俊 明 君  
書 記 有 吉 純 一 君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長 東 浩 二 君                                  副 町 長 川 添 俊 樹 君  
教 育 長 尾 崎 龍 彦 君                              総 務 課 長 亀 田 典 志 君  
企画財政課長 森 清 君                                  税 務 課 長 堀 川 誠 君  
経 済 課 長 山 中 浩 徳 君                              建 設 課 長 田 中 和 彦 君  
町民福祉課長 坂 本 哲 夫 君                              健康福祉課長 吉 村 明 夫 君  
会 計 室 長 惠 元 朗 夫 君                              学校教育課長 長 合 保 典 君  
社会教育課長 増 原 慎 一 君                              総 務 課 主 幹 堀 昌 子 君  
税 務 課 主 幹 藤 本 直 樹 君                              建 設 課 技 幹 吉 藤 功 治 君  
代表監査委員 常 見 京 平 君

○議長（瀬石 公夫議員） おはようございます。定刻になりましたので、始めたいと思います。

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（瀬石 公夫議員） ただいまから令和元年第6回田布施町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、清神清議員、河内賀寿議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は12月18日までの9日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、定期監査及び例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。定期監査及び出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 清神監査委員と私の2名で実施いたしました定期監査及び例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

定期監査は、10月8日から7日間にわたり行いました。その結果は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、例月出納検査でございますが、令和元年9月、10月及び11月末の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。歳計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務

は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、議員派遣について報告をいたします。

9月定例会以降の議員派遣は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、常任委員会における調査の報告は3件で、お手元に配付した文書のとおりです。

また、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 一般質問

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。穴井謙次議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） 皆さん、おはようございます。本日、一般質問のトップバッターということで大変緊張しておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づきまして、2問質問をさせていただきます。一問一答で、答弁者は町長にお願いいたします。

最初に、洪水対策についてお伺いいたします。

本年、日本列島を襲った台風や豪雨で、全国各地において河川の氾濫、堤防の決壊など洪水による大きな災害が発生しております。被災された方、また、亡くなられた方、この場をお借りいたしまして、お見舞い、御冥福をお祈り申し上げます。

さて、近年、気候変動に起因する記録的な時間雨量100ミリを超える集中豪雨が頻発しており、国も水防法を改正し、浸水区域指定の際の雨量想定を数十年に1度から1,000年に1度の規模に拡大するように義務づけし、2020年、来年度末までに見直しが求められております。

町内には、田布施川を主流として、東は灸川、川西、城南には丸尾川、西田布施には才賀川、御蔵戸川、麻郷地区には平田川、麻里府地区には桜川等たくさんの川が流れており、町民に多くの恵みをもたらしてまいっております。幸いにも最近大きな洪水が起こってはいませんが、平成21年、10年前でございますが、7月に関戸橋付近で大雨により氾濫しそうになったのも事実、記憶に新しいところでございます。今回のような災害が、私たちにとっても決して対岸の火事ではなく、常に自分の身に起こったと考え、家族ぐるみ、地域ぐるみで対処を考えていかななくてはならない大きな教訓であると思っております。そこで、町として、町民の生命、財産、生活を災害から守るため、河川整備を

はじめとした洪水対策についてどのようにお考えか、下記の点についてお伺いをいたします。

既存の洪水ハザードマップ、平成22年2月に作成されたと思いますが、おおむね30年に1度の大雨、1日で232ミリ、1時間雨量が67ミリが降った場合を想定してつくられております。ハザードマップの見直しはどのようになっているかをお尋ねいたします。

2番目に、田布施川の河川改修工事の早期完成が望まれるわけですが、いつごろになるのでしょうか。お尋ねいたします。

3番目に、河川改修とあわせて、堆積した土砂の撤去、繁茂した草木の伐採等、維持管理を町と県はどのように計画をされ実施しようとしておられるのか、お伺いいたします。

4番目に、水位の監視システムと町民への的確な避難情報の伝達手段は十分であるかということでお伺いしたいと思います。

5番目に、町民参加の洪水対策避難訓練は考えておられるか、以上の点をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

今年10月の台風19号は非常に強い勢力で伊豆半島に上陸し、関東甲信地方、東北地方を中心に広範囲で記録的な大雨となり、総雨量は神奈川県箱根町で1,000ミリに達し、関東甲信地方と静岡県17地点で500ミリを超える大雨となりました。この記録的な大雨により、7県、71河川、140カ所の堤防が決壊し、住宅被害は8万棟、死者・行方不明者も90人を超す大災害となつてまいりました。

1番目にお尋ねの洪水ハザードマップの見直しでございますが、このマップは平成19年度に作成し配布したものでございます。その後、御質問のように、平成27年に水防法の一部改正が行われ、想定し得る最大規模の降雨量を想定した浸水区域、浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等が追加されました。このため、現在、県では新たなハザードマップ作成に必要なデータの作成を行っております。町といたしましても、今後この新しいデータによりハザードマップを作成し、令和3年には配布をしたいという予定で考えております。

次に、田布施川の改修工事の完成はということでございますが、県のほうに確認いたしましたところ、計画的に河川改修工事を進めるとのことでしたが、完成時期については未定との回答でございました。引き続き、町としても、早期完成に向けて要望を行ってまいります。

3点目に、河川改修とあわせ、堆積した土砂の撤去、繁茂した草木の伐採等の維持管理を町と県はどのように計画し実施するかのお尋ねでございますが、御蔵戸川、田熊川等の町が管理する河川等

につきましては、危険度の高い箇所から土砂の撤去を毎年行っており、来年度も実施する予定でございます。また、田布施川、灸川等の県河川管理につきましては、柳井土木建築事務所へ適切な管理を行うように要望しております。

なお、最近では灸川の撤去も行われており、本年度は丸尾川で行われております。

4点目でございますが、水位の監視システムと町民への的確な避難情報の伝達は十分かとお尋ねでございます。県管理の田布施川へは1カ所、灸川へ1カ所の計2カ所が水位計として設置されております。常時水位がインターネットにより公開され、水位が把握できるようになっております。また、大雨警報等が発令されますと、職員が町内の危険箇所の巡回パトロールを行い、水位を確認し、情報等を発令する際の情報収集に努めております。さらに現在、水位計の設置箇所は2カ所でございますが、追加で5カ所程度を新たに設置するよう県に要望しております。

最後に5点目でございますが、町民参加の洪水対策避難訓練の御質問でございます。来年度、まず、田布施川の氾濫を想定した机上訓練を行い、職員の行動の実施手順、情報共有の確認、検証や、柳井土木建築事務所を初めとする関係機関との情報提供や対応の確認などを行い、防災情報の向上に努めてまいります。

なお、今年度初めて実施いたしました防災フェスタを、来年度は河川氾濫を想定し、田布施農工高校を避難場所として実施したいと、今、計画をいたしております。また、ことしの11月には、大規模な河川氾濫で大きな被害を受けられました栃木県のほうに職員を2名派遣し、建物の罹災証明に係る現地調査を行ってまいりました。こうした経験が自治体にあるということは大きなもとだろうと思っておりますので、今後こういった派遣についても引き続き頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。新しいハザードマップの配布ということについて、先ほど令和3年とおっしゃいましたんですけれども、令和3年は来年ではございませんか。令和2年ではございませんで、3年でございますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 年度で言うと令和2年度にマップとしてつくりますので、お配りするの3年度になってからということで今予定をしております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） 基本的には山口県が基本のものをつくって、それを田布施町で町のものに更新するというか、そういうことのやつでされるのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） データのほうは県がつくって、策定、配布のほうは町の責任になっておりますので、町として、県からいただいたデータをどういうふうに住民にわかりやすくするかというのが町の判断で、従来のものとあわせて避難場所等の情報を含めて再度作成するというものでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） できるだけ早く発行していただけたらというふうに思わせていただきます。

それで、今、仰せになった避難場所でございますが、今、ハザードマップが、洪水それから津波とか土砂災害、いろいろ町のほうで発行していただいております。特にこの洪水ハザードマップ、洪水ということに関しまして避難場所を見直しの必要があるんじゃないかなというふうに思うところがございます。

実は、私も改めてハザードマップを全部見直してみても気がついたんですけども、津波、高潮の避難箇所は、いわゆる指定地域として上がっておるんでございますが、その中で田布施農工高等学校それから麻郷小学校、西田布施公民館、T A I K Oスポーツセンター田布施ということで避難場所が指定されておるわけでございます。洪水の分には、東地区が農工高校でなくて東小学校に指定をされていると思うんですが、同じような洪水と津波と高潮ということになると、大体同じような状況を考えられると思うんですが、それで避難場所が、洪水は東は東小学校となっておる、津波、高潮は農工高校になっている、こういうふうな違いがございまして、皆さん迷うんじゃないかというふうに思いました、その辺どうかということをお尋ねいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、ハザードマップ見ましたけども、やはり田布施川の灸川の氾濫となってきますと、どうしても駅周辺が氾濫するわけですが、東地区の方全部を農工高校となると、横切って来なきゃいけないということがありますので、大波野八和田のほうから見たら、やっぱりわざわざ水深の深いところへ避難される必要もないということで東小学校のほうを入れております。

基本はやはり農工高校だと思いますが、避難経路から見て、どうしてもこの水が来るところを横切って入ってくるということになりますので、町なかの方はもう全部農工高校へということになりますけども、大波野八和田のほうは東田布施小学校とか、その水際のほうはその辺で避難していただきたいということで、1カ所に集中すべきかどうかというのは、また今後検討しなければいけませんけれども、どうしても車等で避難するとなると、今回も多くの方が車で死亡されておりますので、余り大きな移動というのは考えないほうがいいんじゃないかという、私は今現在考え方を持っておりますが、

また今後、県のほうのマップの、結局、水位が上がってきますと、今まで東田布施小学校の道までしか来ないということが、東小学校のグラウンドの辺まで入ってくるということになりますと、当然見直しが必要となってきますので、その浸水のエリアの拡大に応じて避難場所はちょっと見直す必要はあるかと思えます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） 確かに町長が今おっしゃいましたように、今度の見直しで、また現在のマップとは状況がかなり違って厳しいものになってくると思わせていただいております。

現在のマップで、今の東小学校には確かに水が入ってこないということで、ただ近くの東公民館には、地図を見ますと、0.5メートルから1メートルの水が上昇するじゃないかということが予想されているわけでございます。そうしますと、やっぱり東公民館が、今でも0.5から1メートルと色づけされておるわけで、まだ状況で厳しくなると、当然、町長おっしゃいましたように、東小学校も避難場所としては適当じゃないんじゃないかということが考えられると思えます。と同時に、今、柳井に抜けます裏のほうの道、農道のほう、あそこを通れば、割と東の皆さんも農工高校には行けるんじゃないかなというふうにも考えておるんですけども、こういうところもまた御検討いただきたいと。

さらに、城南公民館は、今現状では0.5メートル未満と想定されておりますけども、それで一応城南公民館が一応避難場所となっておりますけども、この田布施川が実際に危険水位を超えた場合に、川西地区から避難するのは困難なことになるかと思えます。そうなりますと、今の城南公民館という避難場所も見直されて、城南学園もしくは田布施総合支援学校に協力を得て、その辺を避難場所にすれば、より高台であるということも考え、安全じゃないかというふうに思われます。そういうことの御検討のほうもしていただきたいと思えますが、いかがでございましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 城南地区のことは、いつも避難勧告等出しますときに、城南地区の住民の方から、あの橋は渡れんのじゃないかということは、もう再々御指摘も受けておまして、今、城南学園の体育館とかやめておりますが、養護学校というよくお話を聞くんですが、やっぱりちょっと学校の特殊性から、いきなり住民の方が何のあれもなしに町の避難勧告で学校に通知をしてどっと押し寄せるといふか、学校とすると、少し、体育館の中に入る施設でございますので、外にポツンとあれば、また学校のあれとは分けられると思うんですが、どうしても玄関入っていった中に体育館施設があるものですから、養護学校の状況から見て、どうしても緊急なときに、ある想定をして、準備をして受け入れるというのは可能だというのは聞いているんですけども、一時避難所的な、いつ来られるかわからないというような避難は少し難しいということを聞いておりますので、城南学園もまた施設の改



修をされるようでございますので、またその辺、城南学園のほうと聞いてみて具体的な対応はとってみたいと思います。

やはり氾濫水位というのは、どこがどういうふうに氾濫するというので、田布施のように、結構、山があって川が流れている場合、同じように氾濫はしてこないだろうと思うんです。瀬戸ですか、あの辺までは水が来ると思うんですが、瀬戸から上というのは少しまた地形も変わりますから、城南も1回氾濫したことがあるんですが、鉄橋に木が引っかかって、城南のほうがダムのようになってというのはあるんですが、そのときも今想定している水位のところしか来ませんでした。それは私、小さいころ覚えておりますので、大体城南の地形ですと、それぐらいだというのは余り変わらないんじゃないかなというふう思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） いずれにいたしましても、またその避難場所ということについて検討いただいているというふうなことに安心して早く非難できるように御検討願いたいというふうに思わせていただきます。

それから、やはり一体どれくらい雨が降ったら堤防を越えるのかと、危険氾濫水位は一応田布施川で4.2メートルというふうに聞いてはおるんですが、平成21年度の7月の堤防の決壊寸前になったときの雨量が約2時間で121ミリ降ったというようなこと等が言われておりまして、あの日は確かに朝7時から午前中すごい雨が降ったということを記憶しておりますが、それでも午前中で約200ミリという雨で、1時間の最大雨量が大体柳井の記録では54ミリということになっておるわけでございます。そういうことを一応また頭に振り返っていただいて、今度のマップ作成のときにいろいろと御検討いただけたらというふうに思わせていただきます。

次に、河川の改修が一応未定だという御返答をいただきましたけども、引き続き早く改修できますようによろしくお願ひしたいと思います。

ちょうどこの役場から下のほうは非常に整備されまして、川底もきれいにさらわれて、きれいに石が並べられて、本当にきれいになったなということを思っております。しかしながら、どうも上流のほうを見ますと、その定井手橋のところから城南に向かっての上流は非常に荒れているというか、土砂が堆積しておったり、繁茂した草木が川の中、それからその土手にたくさんそういうような繁茂している状況が見られるわけでございます。そういうこともあわせて、上流のほうに向かって非常に整備をして改修をしていただけたらありがたいかなというふうに思わせていただいておりますが、今の改修の先ほど完成時期をお答えされましたけども、もしわかれば県ほどの範囲までおやりになるという予定かを教えてください。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） あの田布施の川でございますけど、もう改修はおおむね終わっているのが、瀬戸地区のほとんどの小川の酒屋さんところまでがおおむね終わっております。ただし、この役場付近につきましては、まだ改修が終わっておりません。それから上流については、ちょっとまだ未定ということなんで、そういう回答を得ておりますが、町のほうとしましても、草の撤去とか、流木、草木の撤去、あるいは土砂の取り除きは県のほうへ要望しております。特に観音橋から城南橋付近等につきましては、全部とは言いませんが、特に城南橋付近につきましては土砂がたまっておりまして、県のほうへ要望もしております。加えて、巡回パトロールにつきましては、特に田布施川の上流区域につきましては地積の転倒の状況とか水位の状況等も確認しております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。上流のほうをかなりおやりになるということで安心いたしました。

県のほうも、最近、瀬戸の地域のほうも川が随分とてもきれいに伐採していただいております、県道のほうも、随分車で走ってもよくなったなというふうに思わせていただいておりますけども、引き続き堆積した土砂の撤去ということを進めていっていただきたいと思います。と同時に、特に地域の町との懇談会ですか、正式な名前は意見交換会であったと思いますけども、もうほとんど全地域において、この川ざらいという作業が地元でもうできないということで、町に何とかしてくださらんかというこの要望が、全ての自治会、地域から出ている、御承知のとおりだと思います。

そういうことで、どんどん皆さんがお年をとっていかれるし、また田舎のほうでは人がどんどん減っていくということで、今まで本当にボランティア的にいろいろと皆さんが身の回り、地域をきれいにするということで、努力していただいていたわけですが、なかなか先ほど申し上げましたような状況で作業が困難になってきているというところがございます。特に川西では、丸尾川を以前は皆さんが川につかって川底をきれいにしておったというような状況が去年ぐらいまであったわけですが、いよいよもうそれもできんということで断念したということが、この意見交換会のときにも出ているわけで、現状として、大変そういう維持管理ということが厳しくなっておるわけでございます。

それで、私、ひとつお願いといいますか、できないかということでお尋ねしたいんですが、お願いしたらやりますということ、あと先ほども答弁ございましたけども、県が川ざらいをするということ、を計画しているというお話が出たわけですが、こういう計画をあらかじめ皆さん方に御連絡

いただき、発表いただいて、御連絡いただいて、そうしますと、地元としても、ここは町がやっていただけると、県がやっていただけると、そうすれば、自分たちのところはここをことし、来年、こういうふうな順番でやっていこうというような計画を立てながら、皆さんで力を合わせて維持管理にいろいろとできるというふうを考えるわけでございます。

そういうことで、せっかく、ぜひ、県のそういう予定、町としてこうやってやるという計画、そういうことがわかりましたら、事前に各自治会に御連絡をいただきまして、自治会のほうも、それに合わせて全体的に調整しながら作業をやっていかれると、また河川の維持に進めていけるんじゃないかと思いますが、いかかでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 県河川の土砂の取り除きでございますけれども、最近、県のほうから、限られた予算の中で合理的に仕事をするためにはより業務を大きくしないといけないということで、今年度も丸尾川等につきましては川西自治会長さん、大田自治会長さんと相談いたしまして、場所検討いたしました。加えて、昨日は、その丸尾川については、一部ですけれども、もう重機等の班が終わっておるみたいなので、そろそろ工事が始まるかと思っております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） そういうことで、私が聞きたいのは、県と町の計画を事前に出して我々に教えていただけないかと、そのことによって計画をして私たちもやっていけるとありがたいということをお伺いしておるわけでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 議員さんのおっしゃる意味は十分わかります。だから、県町と一体となって河川の管理ができればいいんですけど、予算のつき方が事前にわかればいいんですけども、なかなかその要望した予算と実際に来る予算が違うことが多々ありますから、予算がついた時点で地元と連絡するということは可能だと思います。1年、その年になりますよね。2年、3年というような形で計画的にその予算をとって行って、この河川をやるというのは、町と地元では計画はできますけれども、県のほうのその予算がつくつかないかというのはわかりませんので、その年度の予算立てに基づいてやりますので、町のほうも同じですけれども、長期、中期の計画は難しいんですけども、次年度にできる箇所が決まった時点で地元のほうへ連絡をして対応するということは可能だと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） できるだけそういうふうにお知らせいただければありがたいと思います。というのが、川に入って、その草を一生懸命取って回収していくという、そういう作業を、限られた時間で地元の自治会がやるということになると、これは非常に難しい状況であり、また実際には、もう重機で本当にやっていただかないと、もう肉体的にも大変な労働だと思わせていただきますし、その労力が、実は自分たちが本当に日常通っている町道を草刈りができ、そっちのほうに手が回らないというところで放っているというのが淡島線ではあるようでございます。それは、それぞれの時期を経て努力する必要があると思うんですけども、そういうような高齢化ということもございまして、町も大変だと思えますけども、ひとつその辺の住民の地域の皆さんが作業をやりやすくなるように、楽に周りの安全なり環境維持ができるように御協力をお願いしたいというふうに思っております。

それから4番目に、監視システムということで、今、2カ所水位計があるということで、5カ所ぐらい追加したいというお話でございましたけども、以前、監視カメラと、それから城南の東消防署の前に水位計を県に要望するという話が何年前にあったと思うんですが、それは結局だめであったということで、今回の追加ということでございましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 今、先ほど町長から答弁しました追加で5カ所というところにつきましては、城南橋のところ、それから桜川の中ほど、それから八和田の小野商店の裏側ですね、それからちょっと平生にもなるかもしれませんけど、熊毛南高校付近、それから大晃機械の裏のあたりという、この5カ所を要望しておりますので、要望したのはもう去年、おとしになります。今、こういった大災害の関係で、やっぱりつく順番というのが、ちょっとこちらのほうに回ってきていないというのはありますけど、またその進捗状況については確認していきたいというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。時間の関係もございまして、避難情報のほうの伝達ということについて、ちょっと気になる点があるんですけども、よく住民から、防災無線が聞き取れないということで、よく意見がございまして、それに対していわゆるテレホンサービスがあつて録音を聞いてくださいという御案内があるんですが、そういう51局の4011ということでございまして、この番号がハザードマップにも載っておりませんし、もちろん電話帳にも載っておりません。これはせっかくでしたら住民に知らせるということをお願いします。

それと、田布施メール配信サービスという、やっておられますけども、実際に今、登録者数というのは何人ぐらいございましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） ちょっとはっきりした数字はあれなんですけど、1,500前後だったと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） それに対して、ちょっと私、少ないと思うんですが、町としてその呼びかけとか利用してくださいということで、そういう呼びかけはなされないんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 先ほどの51の4011のほう、田布施メールにつきましても、自治会長集会の行政協力委員のときにも毎年入れて御案内もしているような状況でありますし、今回のスポーツフェスタのときにもそういったチラシ等も出したりはして、少しは努力はしているつもりなんですけど、今言われるように、ハザードマップとかにも載っていないという御指摘等を受けておりますので、そういったことで、本町としてもそういった宣伝等をしていきたいというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） どうぞよろしくお願いをいたします。

やはり正確な情報が町民一人一人に伝わっていくということが非常に大切だと思いますので、そういった指導なり動きをしっかりとやっていただきたいと思います。

それから5番目の避難訓練は、来年度、洪水を想定しておやりになるということでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また今の自主防災組織が西と城南にはまだできておりませんが、これを町として指導援助を前向きにやっていただいて、城南も西にもできるように御指導をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 城南につきましては、もう規約とかそういったものもつくっておられて、昨年2回ほど、そういった説明会や自主防災、そういった集会にも参加させてもらって、御案内等もさせていただいて、いつできてもいいような状態にはなっているんですけど、ことしの4月以降できるんではないかというふうにずっと待ってはいるんですけど、ちょっとまだその動きがないというような状況であります。もう立ち上げるのは、すぐでも立ち上げられるような状態にはなっております。

西田布施につきましては、ことしも意見交換会の際に、少しお話ししたんですけど、地元の自治会長さん方の反応は薄いということではございます。ですけど、先日、今の地域連合自治会長も来られて、余り無理な連絡体制を充実するということから始めてもいいんじゃないかということも言われ

ていますので、そういったことで、こちらとしても、ほかの自主防災会の活動なんかを西田布施地域のほうにも情報提供しながら、立ち上げに努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ぜひよろしくをお願いします。

町は、災害から逃げおくれゼロに向かってということで、いろいろと推進しておられるわけで、その先頭に町長それから亀田課長、お立ちになる立場にあると思うんですけども、そういう中で、特に地元でございますので、その辺の自主防災体制ができるように、なお一層御指導をいただけたらというふうに思わせていただきます。本当に、よく、みずからの命はみずからが守るということで、ひとつみんなで安全を確保していきたいというふうに思わせていただきますので、どうぞよろしくをお願いします。

2番目の質問に移らせていただきます。田布施まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、子育て住環境の整備はということでお尋ねをいたします。

田布施町の総合計画、笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施の将来像を実現するため、住の占める役割は非常に大きいものがあると思います。特に少子高齢化における人口減少抑制に特化した若者の定住、子育て環境の整備、安心して住み続けられる良好な生活環境を確保すること等、子や孫に住み続けてもらうためには多くの課題があり、町は創生総合戦略として努力しておられるところでございます。

そこでお尋ねをいたします。子育て住まいる支援事業、親元同居・近居応援事業の成果はどうか。2番目に、町営住宅利用状況との若者の入居状況は。3番目に、町営城南住宅の建てかえ工事計画の進捗状況は。4番目に、城南住宅建設に係る要望が地元から提出されているようですが、子育て世代定住のため、住宅の整備と支援を町はどのようにお考えかお伺いをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

第1点目は、子育て住まいる支援事業、親元同居・近居応援事業の成果についてでございます。

平成27年度より始めた住宅取得等支援事業の平成30年度までの実績は、中学生以下の子供を扶養している子育て世代に対する住宅取得支援事業の助成件数が43件、また、親元同居・近居住宅取得応援事業が、当初、助成対象であったリフォーム事業を含めると81件で、2つの制度を合わせると4年間で124件の支援をいたしております。そのうち85件が町外からの転入世帯でございます。

今年度につきましては、10月までの申請で、子育て住まいの支援事業は20件となっております。これは、今年度の制度改正により、子育て世代に対し、これまで以上に転入加算、親元同居・近居加算などを充実させた結果と思われます。

成果としては、29年度に10年ぶりに人口が社会増になるなど、一定の成果もあると考えております。

次に、第2点目でございますが、町営住宅の利用状況と若者の入居状況についてのお尋ねでございます。

現在、募集しております住宅は、波野南、三宅、麻郷団地、麻里府の4団地でございます。そのほかの5団地につきましては、老朽化が進んでおり、新たな募集はいたしておりません。

なお、募集しております4団地の入居率は100%でございます。

続きまして、若者の入居状況でございますが、全入居世帯数は158世帯で、仮に高校生以下の子がいる世帯を若者世帯と考えるのであれば、34世帯であり全体の約2割でございます。ただし、若者世帯向けに需要があると想定される、ある程度新しく部屋数も確保されている波野南、麻郷団地、麻里府に絞りますと、4割程度が若者世帯でございます。

次に、町営城南住宅の建てかえ工事計画の進捗状況のお尋ねでございますが、現在、地質調査を終え、実施設計を行っております。さきの全員協議会でコンセプトや建設概要について説明をいたしております。今後、詳細を詰めるとともに、建築確認等の手続に入っていくこととしております。

4点目に、城南住宅に係る整備についてのお考えでございますが、まず、建設は子育て世代に人気の戸建てタイプの建設を予定しており、民間に多くある連棟タイプのものとの違いを出して、魅力のあるものにしたいと考えております。

次に、部屋の間取りは、子育て世代に魅力のあるコンセプトを考えており、LDKを一体化して広いリビングを取り入れることで、家族団らんのスペースを最大限確保したいと思っております。

次に、駐車場につきましても、スペースの有効利用ということを考えております。

最後は、キッズルーム、仮称でございますが、この設置でございます。このキッズルームは、入居者はもとより、近隣住民との交流場としても活用できるスペースとして考えております。運営方法につきましては、昨日、城南小学校運営協議会からも要望いただいておりますように、地域と一体となった管理をして、入居者と地域が一体となって子育てができるように運営をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。それで一定の成果が上がってきているよ

うに思いまして、大変ありがたく思っておりますが、続けて支援事業を拡大していただきたいというふうに思わせていただきます。特に、城南住宅で地元からの要望が反映されて今準備がなされているように拝見させていただきますんですけども、特に私が聞いております範囲では、特にこの城南住宅を城南地域の少子化対策及び子育て家庭の連携、協働、三世代の交流・共生を進め、地域の創生に資するということで、地元では住宅の愛称を「城南地域子育て住宅」として位置づけして、地域の活性化ということを進めていきたいというふうに変な意気込んで皆さん頑張っておられるということを知っております。そういう面でも本当に今、少子高齢化で人口の若者の定住ということが大変重要な課題になっておるわけですが、これを進める上でも、ひとつ早く、この住宅が進むようにお願いをしたいというふうにも思っております。

と同時に、この若者の世代を支援していくという意味で、ゼロ歳から高校生卒業までの子育て世代の家賃優遇等の検討はできないか。それから、その優遇措置が終わって若者がそのまま定住できるように、新築定住推進事業として家が建てられるように町有地を分譲してそういうふうに分譲できないかということについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 家賃的な支援でございますけども、入居のときに算定いたします家賃の中で、当然子供さんがゼロ歳とかいらっしやれば当然算定をして家賃のほうが反映されますので、その面については、制度的にも公営住宅の中で支援できると思っております。プラスのものが必要かわかりませんが、そういったものは完備されておりますので、この辺については準備していきたいと思っております。

そして、子育てが終わったような世代が分譲ということでございますが、きのうも城南地域の方がいらっしやいましたのでお話ししたんですけども、やっぱり行政だけでなかなか支援というのはできませんので、地域としてやっぱりその子供の数をふやしていくといういろんな考え方を考えていきたいと思いますということでお話ししましたので、小学校の運営協議会と一緒に今後なるべく児童数が減らないようにというのを地域で具体的な案を出して検討していきましょうというお話しはきのういたしました。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） やはり若い人が、本当にこの田布施に住み続けるといいますか、そういうふうな循環をつくっていくことが大切だと思わせていただきます。そういう面でもいわゆるこの町営住宅を若い人向けに準備をし、また、さらにそれが引き続き定住できるようにということで努力をしていただきたいというふうにも思うところでございます。



この間も研修視察で岡山県の奈義町というところに行かせていただきまして、副町長もご苦労様でございました。本当に「子育てするなら奈義町で」というそういうことを掲げて町がやっているわけですが、それにはやはり定住を促進するための住むところがあって安心だということがやはり1番目に出て挙がっていたと思います。それと子育ての負担が軽くなって安心、それから子育ての悩みが相談できて安心と、町みんなが子育てを応援してくれるのが安心ということで非常に合計特殊出生率が2.81という全国でも有数な子育てを掲げている町であります。そういうところも具体的にはやはり、高い出生率の鍵は安心感ということを言っておられました。そういうことで本当に安心して住めるそういう環境、また援助というものを積極的にやっていくことがこれからますます大切になってくるかと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っておりますと同時に、これを城南の町営住宅をもとに地域の活性化が図られて、本当に新しい地域創生のモデルとなるように、地元の方々は頑張られ、また町としても応援して、そういうことができることを期待しながら、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、穴井謙次議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） それでは、3問ございます。全で一問一答でよろしくお願いたします。

最初に、多面的機能支払交付金制度について、東町長、お願いたします。

多面的機能支払交付金制度は、農業と農村の多面的機能発揮のための地域共同活動を支援することです。地域資源の適切な保全管理を推進します。これらの活動により担い手農家の水路、農道等の地域資源の維持管理負担を軽減し、農地集積という構造改革を後押しすることを目的としております。

農地維持支払交付金は、農道の路面維持や水路の草刈りや泥上げなどの地域資源の基礎的な保全活動、また資源向上支払交付金は、水路、農道、ため池などの施設の軽微な補修、植栽による景観形成、農村環境保全活動、防災減災力の強化、遊休農地の有効活用などの多面的機能の増進を図る活動、施設の長寿命化のための活動、老朽化が進む水路等の補修や更新とあります。近年、大雨によりため池等に土砂が流れ込み、取水口が埋まり機能しなくなっているところもございます。この場合、浚渫した場合は1,000万円ぐらい、大体的見込みですけども、ぐらいかかるんじゃないじやろうかという見込みの場合があっても、こういった場合、多面的機能支払いでできるのか、またほかに施策はあるのか。この場合、地元負担金は幾らあるのかをお尋ねいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的な機能を有しております。その利益は広く国民が享受しております。近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動の困難化等に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に関する担い手農家の負担の増加も懸念されております。このため、農業・農村の有する多面的な機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進し、また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しすることとしております。

議員お尋ねのとおり、本制度は、農地維持支払交付金、資源向上支払交付金の共同活動支援と施設の長寿命化支援の二つの交付金により構成されております。

ため池の浚渫工事に対する補助事業等についてのお尋ねですが、多面的機能支払交付金の施設の長寿命化支援により、ため池の浚渫を行うことは可能でございます。ただし、交付金の上限があるため、交付金に見合った事業量になります。今年度より、1件当たり200万円以上の工事になる場合には、広域協定で長寿命化整備計画を策定し、町長へ提出し、審査を受ける必要があります。

また、認定に当たり、町長は、長寿命化整備計画書に定められた活動について県知事と協議を行い、同意を得ることとなっております。

なお、交付金は広域協定に対して交付しますが、それぞれの活動組織の事業計画もあることから、しっかりと広域協定の中で協議をし、事業の計画を立てていただければと思います。

次に、ほかに施策はあるかとの御質問ですが、ため池を一体的に改修・整備する場合に浚渫することができます。この場合の地元負担は事業費の2%となっております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ありがとうございます。この多面的機能支払制度、ちょっと3年前に町全体が一つになった、広域になりましたよね。当時18組織があったと思うんですが、今、何組織ございますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 言われましたように平成29年の4月に広域協定、田布施町地域広域協定運営委員会が設立されました。当時参加組織は16組織でございましたが、令和元年、今、20組織でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 交付金ですよ。ちょっと平成30年のデータなんですけども、全体で2,900万円、田布施町全体でちょっとインターネット載っておりました。農地維持支払金、これが337万円かな。あと共同活動、これが337万円、あと長寿命化、これが330万円があつて2,900万円、この2,900万円の中で例えばため池とかいろんな活動費用を出すわけなんですけども、町全体で広域一つになっておるわけなんですけども、以前は各組織の面積割りということで交付されておりましたけども、一つになった場合、ちょっと大がかりな工事したいという組織があつたらそつちのほうにお金を回すとそういう格好になっておると思うんですけども、その辺の年間計画ですよ。なかなか、ある、例えば大波野地区がちょっと工事したいというときにほかの地区がやってしまった場合、ちょっとお金がないからできないと、繰り越しとかなるわけなんですけども、その辺の年間計画、そういったものはこれを検討されておられますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 年間計画につきましては、広域協定の中で各活動組織から上がってまいります。それを一旦、広域協定運営委員会で取りまとめまして、それぞれ事業計画が上がっておりますので分配があらうかと思えます。言われましたように、例えば大きな事業を抱えたいということであれば、当然、その役員会の中でしっかり協議をされましてそのお金の使い方については検討されたいというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 先ほどこの多面的機能支払い以外で浚渫工事されると言われましたけども、地元負担2%、この事業の内容ですよ。国、県、町と分散してやると思うんですけども、これはどういった事業に乗かって、町の負担、県の負担、国の負担は大体何%でございますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 基本的にはため池と一体に改修をしていただくということが県の考えでございます。これはため池整備事業、防災減災の事業になるわけでございますけども、一応、要件はございますけども、面積40ヘク以上であれば国が55、県が39、地元が、といいますのがこれは町と受益者になるんですけど、一応6%ということになっております。先ほど町長が答弁しましたように、2%が地元負担ということで町が4%になるというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ため池なんですけども、実際こういった多面的機能支払いの面積、ちょっと中山間の地区もあるんですよ。中山間と今のこっちの多面的機能支払いの面積というか、

ちょっとダブっとるところがあるんですよね、どうしてもね。その辺の割合というか、この今のさっきの防災の支払い制度ですけど、その場合、今の中山間とこっちの今の多面的の割合ちゅうか、全く関係なしでその地区、ため池を使っておる地区の地元負担というふうになるわけですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） ため池につきましては、ある程度受益者という形になろうかと思えます。中山間と多面では、また別というふうに考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） これが例えば計画をされて、いろいろ年間予算とかを組み込まんにゃいけないのですよね。そういった場合、例えば申請して実際に実行するにはどれぐらいかかりますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然申請して県のほうに要望を上げるという形になろうかと思えますので、まずは申請の中で1年以上かかると。事業計画においてはやっぱり3年ぐらいは最低かかるんじゃないかというふうに思いますが、これはほとんど、県の予算等もございまして、それは確認しなきゃわかりませんが、それ以上はかかるというふうに考えております。

○議員（1番 西本 篤史議員） わかりました。こういった基本制度というのがあるということで、地元にもちょっと報告したいと思えます。

続きまして、第2問、スマホ・携帯安全対策等について、答弁者、東町長、尾崎教育長、お願いいたします。

これは、スマホ関係、ちょっと幅が広いものですから、町長と教育長、お願いしたいと思えます。

先日、スマホ・ケータイ安全対策研修会に参加いたしました。ネットの危険から子供たちを守るためでございます。その研修会があった矢先、皆さん御存じと思えますけども、大阪の小学校6年生が、SNSで知り合った男性に栃木県まで連れて行かれております。こういったSNSで狙われる子供たちですけども、年間の被害者が1,811人ということになっております。詳細を見ますと、18歳未満の子供が1,811人ということで、統計をとり始めた2008年以降で2番目に多いそうです。最近は小学生の被害がふえており、去年は過去最多の55人、小学生ですね。中学生が624人、高校生は991人、こういったスマホ・携帯電話、こういったSNSを使った子供が全体で1,632人ととても最近ふえておる現状でございます。この研修会なんですけども、ネット利用のかなめは、判断力、自制力、責任力であると聞いております。こういった町内の児童生徒に情報モラル授業、教育をされているのでしょうか。また、タブレット端末の利用者も低年齢化しており、小学生低学年、幼稚園、保育園児にも指導すべきと思えますが、いかがでしょうか。

また、ゲーム依存症も深刻でございます。10代、20代の平均、平日が3時間以上の利用が18%であることが厚生労働省の全国調査でわかりました。これも実態調査ですけれども、この調査はゲームをした4,438人に事情を聞いたところ、平日にゲームに費やす時間が1時間以上が60%、3時間以上と答えている人が18.3%、また男女別では、男性が24.6%、女性は10.4%、休日に3時間以上ゲームをする人の割合は37.8%、全体の2割以上がゲームをやめなければならないときにやめられないというこういった依存症、こういうことがあったことを調査でわかっております。こういった厚生労働省は来年度から地域医療に携わる医者に対してアルコールや薬物、ギャンブルをテーマに行う実働者研修を、ゲーム依存にも広げる方針ということをうたっております。ということで、こういった町の対策、これはされているのか、御質問いたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

携帯電話やスマートフォンの普及により、ツイッター、フェイスブック、LINE、インスタグラムを初めとしたSNSを利用して、近況報告や情報交換する人がふえるとともに、低年齢化もしております。便利な反面、安易な書き込みから、トラブルに発展したり、犯罪に巻き込まれる事例もふえております。保護者が、子供の成長とともにしっかり勉強して、低年齢化している子供を守る必要があると思います。このため、警察署が携帯電話会社と連携し、各学校の要請を受けて、出前講座も実施しております。

保育園につきましては、児童よりもその保護者に対して、育児の時間にスマホに集中したり、子供の睡眠を妨げたりすることによる悪影響など、スマホとの付き合い方に関する情報提供をしておる状況でございます。

ゲーム依存症につきましては、国・県等の対応はおくれているのが現状でございます。

また、平成30年7月にはギャンブル等依存症対策基本法が成立しましたが、ゲーム依存については、まだ具体的な対応は示されておられません。

議員御質問の実態調査は、全国初となるゲーム使用状況などに関する全国規模の実態調査の結果で、ゲーム障害・依存の診断基準や治療ガイドラインの確立までの道のりは長いと思われませんが、今回の全国規模の調査は、今後の対策において重要なステップになると言われております。

現行では、有害なサイトへのアクセスをブロックしたり、アプリの利用を制限したりすることができるフィルタリングサービスの利用や、家族で使用するルールを話し合うことが大切です。

今後も、国・県の動向を注視し、町としての対応を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。引き続き、子供たちに対する情報モラル教育やゲーム依存への対応についてお答えをします。

子供たちのスマホ・携帯等の情報通信機器の正しい使い方につきましては、これまでの御質問でもお答えしましたように、教職員や児童生徒には情報モラル教育を、保護者・地域の皆様には情報通信機器の長時間利用における心身への悪影響等について、啓発活動はもとより、研修の機会を設けて進めているところです。

議員御指摘のとおり、ネット利用のかなめは、思考力・判断力・表現力・活用力といった情報社会に生きるために必要な態度や考え方を身につけていくことだと思っております。自分の身を守る、他人に迷惑をかけないといったことが情報モラルを身につけていると言えるのではないかと思います。

平成29年度に公示されました、このたびの学習指導要領の改定では、平成30年度から幼稚園で、令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で、令和4年度から高等学校で新学習指導要領が全面実施されます。幼稚園についてはもう現在進めております。新学習指導要領のポイントは、情報活用能力をこれまでの言語能力と同様に学習の基盤となる資質・能力と位置づけておきまして、また情報を収集・整理・比較・発信・伝達するなどの能力や情報モラルや情報手段の基本的な操作技能なども含めた、トータルな情報活用能力を身につけることが求められます。

次に、ゲーム依存の対策につきましては、スマホ・携帯の正しい使い方について身につけていくような取り組みを現在進めているところでありまして、人権教育学習講座においては、子供のネット依存症に対する問題を取り上げたり、現在、各小学校で実施しております就学時健康診断における子育て講座や、就学前に最近始めましたオープンスクール等におきまして、保護者を対象にスマホ・携帯等の正しい利用や長時間利用における依存症問題について、研修の機会を設けさせていただいております。そのほか機会を捉えては、情報通信機器の正しい利用についてチラシやホームページ等による啓発も行っております。会長にも大変お世話になっております、年明けすぐにお届けする「町民会議だより76号」では、スマホ・携帯等の長時間利用につきましてその危険性を掲載させていただく予定にしておりますが、スマホ・携帯等が学習の障害になるのか、それとも生活をより豊かにするためのツールとなるかは、人それぞれの使い方次第でありまして、スマホを禁止することに神経を使う以上に、日常生活の全領域において情報通信機器を正しく利用する活用能力やそれによって学ぶことの楽しさや魅力について知ってほしいと思いますし、そういった観点からも指導をしていきたいというふうに考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ありがとうございます。まさに両立というのがとても難しいですよ。とても便利な反面、犯罪にも利用されると。こういった両立を行うためにどうしても児童生徒、わからないところがあるんですよね。本当に犯罪に巻き込まれるか、使いよって知らぬ間に犯罪に巻き込まれるとか、そういったことをいかにモラルを養うか、それがこれにかかっていると思うんですよ。

今度、12月26日に少年相談員のほうから田布施中学校でこういったSNSの教室、モラル教室、これが行われるんですけども、こういった中学校に限らず、小学校にもちょっと広げていけばいいと思います。いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今おっしゃいましたように、小学校も今現在そういった専門家をお招きして、危険性について指導するような今学習を組んでおりますので、全ての学校でそういうことを実施するようにしておりますし、現在もしています。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 先日、大島でスマホ携帯安全対策研修会、これに行ったわけなんですけども、これは携帯電話会社のほうから主に教員、学校の先生方に児童生徒に指導するというふうな内容の研修会でした。こういった「みんなで考えよう、スマートフォン」、こういったCD、DVDいただきまして、これを参考に学校に持ち帰って、教員の方が児童に指導するとそういう仕組みなんですけども、こういったことも学校でやられたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 現在のところは、子供たちの指導を通して教職員も当然それに参加しますから、それによって学習していると。業者さんの専門家を依頼したり、今、山口県には県の研修所のほうに業者や企業でそういった専門の仕事をしておられて、それを県教委がいわゆる吸い上げて、そういう方が出前でやっていただいておりますが、そういうことに加えて、今議員がおっしゃる教員だけの特化した研修というのも考える必要があるのかなとは今ちょっと気がつきました。恐らくそういう教師だけの研修は、これについてはあんまりやっていないと思うんですけど、ちょっとその辺をまた校長によく聞いて、また今のご指摘をいただいて検討していきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） これは教師だけでなしに、教師が児童に指導する内容のものなんです。いろいろメニューがありまして、子供に見せながら先生が指導するとそういう内容なんです。これも高学年向けとか低学年向けとかいろいろございますから、やっぱり高学年はSNSの使い方と

かあるんですけども、やっぱり低学年はゲームとかいろいろ使いますんで、その辺の正しい使い方を指導する。当然保護者の方にも言うべきと思うんですけども、そういった低学年向け、この辺の指導をしてもらえればいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） そういうのは当然してはおりますけど、なかなかやっぱり専門的な立場で指導しないと、子供たちもかなり詳しい状況を知っておりますんで、全ての教員が詳しい知識があれば別ですけど、そういうことも考えると、今のところは専門家のほうに依頼しているということで、担任がしていないわけじゃありません。当然しておりますが、それに温度差がありまして、そういうことも踏まえて最初はそういう形でやっておりましたけど、教員が勉強しながら、高い、いわゆる知識で本当はそれぞれ個別にしていくことも加えていく必要もあろうかと思っておりますので、その辺はまた実態をちょっと調査してやっていきたいと思っております。先生方がそれぞれ低学年の先生、中学年・高学年の先生、あるいは中学校の先生はやってはおります。ですが、それだけではどうしても十分足りないという観点で、今申し上げたように専門家に依頼しておる状況です。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） いろいろ大変と思っておりますけども、ひとつよろしく願いいたします。ちょっと3問目に行きたいと思っております。

それでは、子育て支援の取り組みについて、東町長、よろしく願いいたします。

先ほど穴井議員もちょっと触れられましたが、先日、岡山県奈義町へ子ども・子育て事業の視察研修に行きました。奈義町は、少子化対策を進め、合計特殊出生率2.81を達成しております。これは全国トップクラスでございます。何が出生率を高めたか。これは移住対策、子育ての支援が充実しております。また、一番は支援施設のなぎチャイルドホーム、ここは子育て世代の親が知り合い、地域の方と相談し合えたり、地域情報を聞いたり、大人同士の語らいをしたり、こういった安心感が出生率を上げております。町も安心感のある施設をつくるべきと思っております。奈義町はこういった合併をしないという選択をした奈義町なんですけども、1万人ほどの人口が減少を続けまして6,000人ぐらいになったそうです。そこで子供の声が町から聞こえなくなったという住民の嘆きも届くようになりまして、このまま町が消滅すると言ったのから、住民投票から10年たった平成24年に「子育てするなら奈義町」というキャッチフレーズを上げて、奈義町子育て応援宣言を掲げまして、いろいろな施策を行っております。田布施町も今、年間出生が100人を切っております。このまま行きますと田布施町はいずれ消滅するんじゃないかという危機感、これも持っていただいて、これからの施策はどのようにするのか、町長にお尋ねいたします。



○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、議員が視察された岡山県の奈義町の合計特殊出生率が全国トップクラスの2.81、本町はちなみに1.48でございます、を達成されたことについてでございますが、私も奈義町の町長さんとは面識がございまして、B&Gの集会でよく出会いますし、非常に強い意志を持った強いリーダーシップのある方だということで、尊敬をしている町長さんのお一人でございます。

報告を受けまして、私がちょっと感じておりますのは、子育て支援施策において奈義町だけが実施しているという独自のものではなくて、ハード・ソフト両面にわたってきめ細かく地域の特徴、ニーズを踏まえ、かつ、子育て世代にとって安心感をもたらす充実した施策を展開しておられるという印象を受けております。また、子育て等支援センターの運営につきましても、地域住民との交流を通じて地域ぐるみで子育てを応援する機運を醸成しているという気持ちを持っております。

私も、町長就任時から、子育て支援施策充実に向け、これまで子ども医療費の小学校6年生までの無料化や保育園副食費の助成などに取り組んでおります。しかし、子ども・子育ての支援施策は、保健、福祉、教育と各分野にわたる裾野の広い行政課題でもあり、また限られた財源の中で子育て世代に安心して子供を育てていただけるまちづくりを進めるためには、子育て世代ニーズを把握し、効果的な施策を計画的に進めていく必要があると考えております。

議員御指摘の子育て世帯が安心感を持てる施設の整備につきましても、現在、社会福祉法人に委託しております地域子育て支援センターのあり方や、今年度開設したばかりでございますが、子育て世代包括支援センターの運営など、幅広い子育て世代に対する支援を行っていくための検討を進めていく必要があると考えております。その中で、地域の方々の御協力を賜りながら、地域全体で子育てを応援する機運を高めていくことが重要であるとの認識を持っております。

現在、本町でも役場の子育てワーキンググループによりまして、今後取り組むべき子育て施策の課題を研究しております。今、若手職員が一生懸命検討しておりますので、新年度にはその中から幾つか新しい事業として導入したいというふうに考えております。

また、今年度、子ども・子育て支援事業計画の策定にも取り組んでおりまして、関係課や子育て支援関係者から御意見をいただいて、ニーズに即した効果的な子育て支援サービスの実施を図る所存でございます。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ありがとうございます。奈義町は出産お祝い金というのが出てお

るわけなんですけども、一子、1人目のお子さんには10万円、2人目のお子さんには15万円、それで3人目のお子さんには20万円、4人目のお子さんには30万円、第5人目のお子さんには40万円、こういったお祝い金をいただいております。こういったお祝い金、田布施町で可能でしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 随分前から言われている論議でございまして、国においてもそういった給付金的なものも言われておまして、フランスなんかは生まれたときに1,000万円ぐらいもらえるというふうな前払いの制度だということも聞いておりますが、それで10万円、20万円というお金で子供がやっぱり養育できるかと申しますと、実際はそういった経費ではできませんし、本当にお祝い金というような形になろうかと思えます。随分検討もいたしましたけども、今、この田布施町としてやっぱり過疎債とか辺地債とかそういったその財源が全くない市町がなかなかそういう独自の施策に取り組むのは非常に厳しい、財政的に厳しいということでございます。いろいろ幅広い、優先的にお金を回しましても、なかなか厳しいという状況の中でやっぱりお祝い金のような形でしていくというのは、3人目とか4人目とかいう話はいろんなワーキングあたりでもいろいろ出てくるんですが、公平性なり、効果なり、どうなんかということも含めまして、今は検討もいたしておりますが、ちょっともう少し時間いただきたいというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 今おっしゃったように、奈義町、この辺地債がとても多ゆございます。また自衛隊の演習場ございまして、そちらのほうからもいろいろ入ってくるんじゃないかと思っております。もう一つの奈義町の特徴、先ほど町も小学生6年生まで医療費無料ということで挙げておりますけども、奈義町は高校生まで無料ということなんですよね。視察に行ったときにお聞きしましたら、高校生無料にしても中学生・高校生はほとんど病氣しないから大丈夫ですよということをおっしゃったんですよね。じゃ、町もどうですか。高校生まで無料にさせていただいたらどうですかね。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 試算は何回もいたしましたことがありまして、できんことはないということですね。副町長とも何回も冗談話のようにしましたが、その施策的な、県内でも高校までというのはかなりやられておりますので、萩とかもやられております。そのかわり、もうやらないという、防府市のようにしないという町もございまして。それはもうその町の考え方だろうと思えますが、現在、小学校までとりあえず行かせていただきましたので、次の中学校の段階をどう決心するのか、財源的に今後のその状況をどう見るかということもございまいしょうが、当面、すぐ中学校までちょっと行くとい

うことは、試算はいたしておりますが、ちょっと今は私の中の心で決めてはいないものでございます。もう少し時間いただきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 期待しておりますので、よろしくお願いします。

あと、なぎチャイルドホーム、こういった地域の方、ボランティアといいますか、1時間300円でちょっと手数料というか、ちょっとバイト料といいますかね、そういったものをお支払いして、子どもの生まれた親子の方が別の親子とお話ししたり、地域の方がボランティアで来られて子育ての悩み相談とかかれて、ここに行ったらとても安心感があって、私は3人目生まれたんですよ言うたら、ちょっとうちも頑張ろうかという格好でいろいろそういった情報交換とかされまして、とても和やかな場所なんですよね。こういった田布施の場合、4校区といいますか、5校区ございますんで、1カ所に集めるちゅうのはちょっと難しいかとは思いますが、そういった町全体で1カ所、こういったところをあればいいなとは思いますが、今、012ですかいね、そういったところもございませうけれども、そういったところをちょっとこういった雰囲気のところによれば似たようなのができるかなと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 私と一緒に視察に行かせていただきまして、チャイルドホームで見て歩いたときに、スタッフの方、ボランティアの方とそこの施設の方が一体となって、お母さんもいろんな方が集まってきて、空気感が1人より2人の子供が欲しいかなと、2人おったら3人の子供でも十分、この雰囲気なら育てられるかなというふうな、すごいこう雰囲気がある施設なんです。だから子育てに対して非常に憶病になるということがない。だから3人のお子さんが結構いらっしゃるんだろうと思うんですけども、うちの町も今、子育て支援包括支援センター、子育てセンター012を今委託しております。保育士さんの不足とか、全国的な問題なんですけれども、もなかなか運営自体も難しいような状況もあったりして、将来的にいろいろ協議しながら今言われるようなチャイルドホームのような形で、チャイルドホームはすぐにはできたわけじゃなくて、いろいろなこう伝統というか、積み重ねがあってそういう形になっていったみたいないところがありますんで、できたらそういう1カ所といますか、施設をかりるか、新たに考えて、そういった形の子育てができるような、雰囲気ができるものがあれば、お母さんが非常に安心して田布施町で子育てができる。医療費とかお金の問題もありますけれども、多分そういった空気感というか、そういうの一番大事だなというふうに思っておりますので、今後いろんな形で協議しながら、非常に参考になりましたんで、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 以前、こどもカフェ、子育てカフェというのがあったんですけども、知らん間にないなっているような格好で、もっと努力すればちょっとできるかなと思ったんですけども、これから町のこういった出生率を上げる方法、よそから田布施町に来てもらう方法、こういったちょっと施策もぜひお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） ここで暫時休憩といたします。再開を10時55分で、よろしくお願いいたします。

午前10時43分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（瀬石 公夫議員） 休憩をほどこし、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

河内賀寿議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。質問方法は一問一答です。

質問事項の1は、ゆるキャラをそろそろつくってはということで、答弁者は東町長でお願いします。

以前、ゆるキャラをつくってはという一般質問をしました。そのときの回答は、ゆるキャラブームも終わった場合、無駄になるかもしれないというような感じで、制作には至りませんでした。しかし、その後、現在に至るまで、ゆるキャラはテレビやほかのメディアから消えるようなことはなく、安定した人気を保ちながらいい雰囲気でも露出しています。周辺自治体を見ても、本町以外の自治体はほとんど動くゆるキャラを持っています。それを持っていなかった上関町もこの秋の愛・ランド祭りから、「のんのちゃん」というゆるキャラがお披露目をし、大変盛り上がったようでした。今後は、各お祭りや公民館の催しや他市町のイベントへの参加など、いろいろと活躍の予定だそうです。

本町は、「いちじくちゃん」などの二次元のイメージキャラクターはあるが、三次元の動くゆるキャラはありません。よって、周辺自治体のゆるキャラが集合するイベントも何度もあったが、本町は参加できていません。職員の方だけ参加しての盛り上げ、お手伝いだけでは、心の中では肩身の狭い思いをされたかもしれません。もちろん、貴重な予算を使って成果も出さないといけないわけですから、盛り上げには知恵を出し、汗もかかないといけません。本町もそろそろ動くゆるキャラをつくってはどうか。今あるキャラの「いちじくちゃん」や田布施倶楽部のイメージキャラクターの「た

ぶちゃん」、「らぶちゃん」でもいいし、また公募で決めるもよいし、どうか考えてはどうでしょうか。  
よろしく願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

本町では、平成27年度に田布施町のファンクラブ組織である「田布施倶楽部」を設立し、その際に、全国公募でキャラクターとその愛称を募集し、決定しております。そのキャラクターは、本町の特産品であるイチジクとイチゴをモチーフとしたもので、イチジクのキャラクターを「たぶちゃん」、イチゴのキャラクターを「らぶちゃん」といたしております。

キャラクターの使用については、本町のふるさと応援大使である3名の方に名刺を作成しており、その名刺に使用しております。

そのほかには、田布施倶楽部のフェイスブックのアイコンや、本日、皆様にもお配りしておりますが、ノベルティーとして、ピンバッジにキャラクターを使用しております。

議員御質問の着ぐるみにつきましては、これまでいろいろな御意見もございましたし、論議もございましたが、結果的にその効果等について否定的な意見もあり、まとまっておらず、現在に至っております。しかし平成30年に行われた山口ゆめ花博の成果を生かした「ゆめはな開花プロジェクト」の本町での取り組みについて、現在、若い職員を中心にワーキンググループで検討させており、その中で着ぐるみの作成も検討したいという意見もあるように聞いておりますので、若手職員のアイデアも聞き入れて検討したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 前に聞いたときには、あのときは長信町長でしたけど、大分今の若手職員の意見を取り入れるというか、若手の方もちょっと要るんじゃないかなという感じを、感じられちゃってそういう意見もあるんだと思うんですけども、前のときの分違って前向きじゃないかなと思います。正直、いろいろテレビにしてもこう田布施とかのローカルな、ほかの県のローカルもあるんですけど、何かでこう町を紹介するときに必ずこう後ろのほうでこう手を揺すりながら、その町の動くゆるキャラがよく出ているのをよく見ているので、まとまって何台も各町が集まったりするようなのを山口県でも何回もこう今まであるので、やはり一つはあったほうがいいんじゃないかなというのが実感だと思います。

あと、正直、前にケーブルテレビのときもですけど、山口県で山陽小野田は九州の放送が入るけいいんですけど、田布施だけ取り残されて、周辺は全部ケーブルテレビが整備されてというような何かそのときの状況に何となく近いような感じで、こう県内の各市町村は皆動くゆるキャラを全部持つ

とって、田布施だけ持っていないというような事態がもうじき起こりそうな感じにはなっている状況ではないかと思えます。それだけゆるキャラというのがかなり認知されてきたというのが大分前変わっていて、別に廃れなくて、あのときはちょっとすたれるかもしれんけ、ちょっともったいないんじゃないかという雰囲気の答弁だったので、安定しているみたいなので、ぜひこれを検討していただければと思います。

先ほど今若い職員とかにちょっと言われたというような、もうちょっと詳しくどういう感じに言われたか、ちょっとお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） ゆめ花博のお金を使って、県が3カ年間で市町にいろんな形で継続的な事業を提案したらどうかということで、これ提案を受けています。若手職員6名、各課からランダムに抽出しまして、企画課の係長が中心になって、その夏のイベント等を含めてどういう形で盛り上げていくかという中で、補助金がありますんで、その辺あたりを活用して、今町長答弁しましたようなキャラも含めた形で利用できないかということで今進めています。だから検討しています。だからお約束はできませんけれども、非常に前向きに研究をさせていただいておるといってございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 何かこれはもう、今のを聞いてこう、もうじきかどうかわかんないですけど、いい感じで大分ゆるキャラができそうな雰囲気と私は感じました。もうそれを聞くと、もういいのができればそれこそいいし、それがまた活躍すればもっといいんじゃないかなぐらいでいいお答えなさるんじゃないかなと思います。本当にありがとうございます。ぜひつくっていただいて、こう田布施町を盛り上げていければと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

次の質問に行きます。

質問事項2は、スポーツセンターの夜間照明の老朽化対策は、ということで答弁者はまた町長でお願いします。

そして、これも以前にした質問のその後を問うものです。TAIKOスポーツセンター田布施のグラウンドの夜間照明設備は、老朽化で箱型の安定器はさびだらけのものが多数あります。よって、突然落下の危険があるかもしれませんので、取りかえを行うなり、下にネットを張るなりなどの安全対策をしてはというものでした。質問から2年ほど経過していますが、予算化などどのような対応をされているのでしょうか。よろしくお答えをお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

TAIKOスポーツセンター田布施のグラウンド夜間照明は、平成2年8月に設置し、29年が経過しております。議員御指摘のとおり、老朽化により安定器の落下及び折損事故の危険があることから、昨年度、グラウンド夜間照明の総点検を行い、さびなどがひどく、取りかえが必要という報告を受けております。以前から取りかえようということで予算査定の中でもずっと論議したのは経験としてよく覚えておりますが、5年間ぐらいずっと、なかなか8,000万円とかすごい予算がかかるものですから、なかなかちょっと手をつけにくいという実態があったことは御理解いただきたいと思いません。

現在、照明器1基のポールに安定器と投光器それぞれ20台設置しておりまして、全部で8基のポールにそれぞれ160台の安定器と照明を設置しております。安定器を全て取りかえるには、今の水銀灯は2020年に製造中止となることから、消費電力やランニングコストの削減にメリットの多いLEDで設置する方向で整備を進めたいと考えております。

現在、グラウンド夜間照明の利用は、軟式野球、サッカーなどの練習で使われることが多く、昔のように試合とかイベントとしての利用が少ないため、投光器の台数を減らす方向で考えておりますが、基本的にスポーツ競技の練習やレクリエーションには問題なく利用できる照度レベルの整備も必要でございますので、今、国の施設整備助成事業もあるようでございますので、そちらのほうを利用しながら検討したいということで、そうした基準に合う補助基準に合うものでということで、できるだけ事業費を少なくしながら設置したいということで、今、予算化に向けていろんな検討を進めているところでございます。

また、こうしたLEDの整備ができましたら、スポーツ競技だけでなく、町民の方々が家族でも誰でも手軽に利用できるような、ウォーキングとか運動に利用していただけるような環境整備もあわせて行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） ありがとうございます。やっぱり10万円、20万円の話ではなくて、もう8,000万円じゃ1億円じゃのものすごい金額のやっぱり、はた目見ても、素人目で見ても、高所であるし、すごい数の設備なりすごい金額のものだから、簡単に「はい、すぐやります」つうわけにはいかないもんだろうとはもちろん思っていましたけど、いろいろ補助なり何なり、今予算のほうを一生懸命考えておられるみたいなので、ぜひ一刻も早くしていただければと思います。

この日曜日町内一周駅伝があって、グラウンドにこう、田舎ですけど、全然照明を当てるわけじゃないんですけど、ひなたにこう、皆さんも見られた方もほとんどいらっしゃると思いますけど、照

明の下のほうに普通にこうクラブのもんが集まったりして、集合地点にしたりしてまとまって、それとか普通にこう始まる時、終わるときなんかのときにこう下のほうをゆっくり、まさか上とかを全然考えずに普通に歩いたり、大人数が歩いたりするシーンがありまして、シーンというのあれですけどね、見よってですね。それでももちろん今回も見てみたら、相変わらずちゅう表現あれですけど、さび色の茶色の中、後ろの安定器がっぱいついたままのが、まだもちろんかえていないんでっぱいあって、ああいうのが急に予定どおり落ちるわけじゃなくて、さびて腐っていきなりすとんと落ちるといようなのが事故の、寂しい事件というか、事故のパターンで、全然夜中に落ちるんだったら別に何にもないですけど、ああいう集合しているようなときに落ちるようなことがあってはいけませんけど、もしあったらやばいんじゃないかなと思いつつ、質問を2日後にするしなと思って、どうなるかなと思いつつ日曜日はみたんですけど、確かに人がこう考えるによけおるようなときの時間帯というの存在するものもあるので、そういうのも、しかし予算もあれですけど、前回にちょっと提案はしたんですけど、ネットとかをとりあえずやっておくし、もしかしたら安定器がちょっとさびていますので「御注意ください」とかのちょっとした立て札なり、それでちょっとネットも張っていますよとか、そういうあれはどうですかね。ネットじゃなくても、ちょっとよかったらお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 増原教育課長。

○社会教育課長（増原 慎一君） 以前、ネットとかフェンスとかその辺をとのお話もあったと思うんですけど、今回、先ほど町長も申しましたように、補助事業のほうはめどがつきそうだということで、またそれをすぐすぐというわけにはいかないんで、それまで今言われたように、看板なり何かをして対応しようかなというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） ちょっと今、増原社会教育課長でした。教育課長でした。

河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 何か補助なり何なり、割と早急がいい形で対応していただければいいので、ぜひ、本当に万一の悲しい事件があるようなことになっちゃいけないので、あと立て札でやっぱり、ちょっと上も見たほうがいいですというような、ちょっとさびもありますんで、何かやっぱりあったほうがいいんじゃないかと思っております。皆さん認識というのがありますからね。そういうのもちょっと考えていただいて、当面は、時間はちょっとすごくかかるとは思いますが、ぜひ補助なり何なりで立派な安全な設備にしていいただければと思います。ちゃんと前向きに、何かいい感じになりそうなので、ぜひよろしく願いいたします。

それではまた、私の質問をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。



○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、國本悦郎議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 今回は、大きく2問、質問いたします。一問一答方式で、答弁者は東町長と尾崎教育長にお願いいたします。

質問事項の1は、人事評価で第1次評価者の評価が全てゼロ点はあるかです。答弁者は東町長でお願いします。

今回、この質問をするために、県に問い合わせたり、人事評価制度実施マニュアルを熟読しました。

田布施町の人事評価制度実施要領を見ますと、目的に次のように書かれています。人事評価は、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導助言を行うことで、中長期的な人材育成や適切な人事の回答を行い、もって組織を活性化させる。住民サービスの向上を図ることを目的としています。

そこで、まず次の点についてお答えください。

昨年度、Cシートの点数がないにもかかわらず、4カ月間勤務した元税務課職員の目標達成評価のBシートの第1次評価を課長は全てゼロ点としています。副町長にとめられているからとその理由をまだ明らかにしていませんが、私恨ではなく、自信を持って評価しているとこれまで一貫して答えています。

他方、第2次評価者の副町長は、BとCシートが一体となって評価するんだから、Cシートが出ていない段階ではBシートの評価は不可能で、ゼロ点と評価した写しを本人に渡したのがそもそも間違いだったと述べ、両者の人事評価に対しての見解は一致しません。まずお尋ねしたいのは、Bシートだけで評価はできるのか、できないのか、どちらなのでしょう。

次に、休職や産休等、通常勤務をしていない場合を除き、通常勤務をしていて、しかも懲戒処分を受けていない一般職員に対し、目標達成シートBの評価について、第1次評価者が目標項目ごとの評点を全てゼロ点にすることはあり得るのかをお答えください。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

人事評価について9月議会で3人の方から御質問があり、答弁をさせていただきましたが、繰り返しのようになりますが、基本的なことについて、まずお答えをさせていただきます。

本町の人事評価は、先ほど議員が申されましたように、中長期的な人材の育成や適切な人事管理等を行い、もって組織を活性化させ、住民サービスの向上を図ることを目的といたしております。

評価は、A・B・Cの3シートで行っており、Aシートは、毎年4月に係長以上の役職で協議し、課や係の主要事業、重点事業、懸案事項等を整理し、課の運営計画Aシートを評価いたします。このAシートを踏まえまして、課の職員は、年度の業務目標を設定する、これがBシート、目標達成シートとなります。このBシートは、10月1日基準で進捗状況の評価を行い、また、翌年2月1日基準でその年度の自己評価を行い、各評価者へ提出することとなります。

最後に、Cシートは、人材育成にかかわる評価シートで、役職・職務により評価項目は異なりますが、本庁の主任主事・主事であれば、1、責任感、2、積極性、3、協調性の基本姿勢から、4番、課題認識能力、5番、知識・技能、6番、状況対応力、7番、情報収集・活用力、8番、折衝・調整力、9番、説得力、10番、ストレス耐性の10項目で翌年2月1日基準で自己評価を行い、Bシートと一緒に評価者に提出することとなります。そして、目標達成評価Bシートは、評価年度の翌年度の勤勉手当に、人材評価Cシートは、翌年度の1月1日の昇給評価に反映をいたしております。

議員お尋ねの件につきましては、まず年度途中での異動となっておりますので、Bシートは、4カ月おりました異動前の課と異動後の8カ月いた、この二つの課に提出されております。また、Cシートは、2月1日基準となりますので、異動後の課に提出すべきところですが、再三の提出を求めましたが、残念ながら提出がされなかったということでございます。

異動前の課ではBシートのみ提出となりますが、2次評価者は、二つの課に提出されたBシートとCシートを評価しますが、Cシートの提出がないため、正常な人事評価制度が成り立たっていなかったということになるかと思っております。

また、課の運営計画であるAシートを踏まえて、職員は、Bシートに通常4項目程度の項目を具体的に評価しやすいように、具体的に4項目ぐらいに分けて設定してくださいということになっておりますが、お尋ねの件につきましては、ほとんど1項目にまとめられておりましたため、全体にわたる評価とせざるを得なかったということでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 2問目の、休職や産休等、通常勤務をしていない場合を除き、通常勤務をしていて、しかも懲戒処分を受けていない一般職員に対し、目標達成シート、Bの評価について、第1次評価者が目標項目ごとの評点を全てゼロにすることはあり得るかについては、今答弁はありませんでした。もう一回お願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 基本的なことをまずお答えする答弁をさせていただきましたので、申しわけございません。今御質問がございました、通常、休職、産休、懲戒処分を受けていない通常勤務をし

ておる職員は、Bシートの評価について零点になることがあるのかというお話でございますが、通常の人事評価制度であれば、零点になることはないと思います。じゃけ、人事評価というのは、評価するほうとされるほう、同じ職員同士でございます、町の職員同士でございます。それがやっぱりコミュニケーションをとって、信頼関係を持って、先ほど國本議員がおっしゃいましたような人事評価制度にのっとして、お互いその評価制度を通じていい仕事をしようということを前提にすることでございますが、残念ながら今回のケースについては、そういった信頼関係なりそういったものがなかったのではないかなというふうに私として思うわけでございますが、こういった一般質問の場でございますので、具体的なその内容なり評価の方法というのは、ちょっとお答えはできませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 一応、評価した写しを本人に渡しているわけですね。ですから、Bシートの評価がゼロ、B判定というのは町長も確認印を押しています。そういったゼロ評価が、全てがゼロ評価というのがあり得るかということです。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） まず、基本的な話として申し上げましたが最初に、この件については異動があったということでございまして、当然評価者、1次評価者が2人おるということでございます。通常4カ月、8カ月でございますと、後の8カ月は異動後の評価が当然、同じような職員も今年度おりましたけども、当然同じような形で異動後の課の判断というものを優先的に見るということでございますが、Bシートが二つ提出されております。その提出はそれぞれ違ったものでございますが、Cシートがなかったということでございますので、基本的にはプロセスの段階として、判定のその評価の成立段階まで至っていないという、Bシートが提出されて異動前の1次評価者と異動後の1次評価者が話をして、どういうふうな結果で持っていこうかということに基づいて、参考資料となるCシートが提出されなかったということで、評価自体が、簡単に言いますと中断されてしまったということと言わざるを得ないということでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） それはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど。Cシートが出なかったというのは、何か後づけのような感じがします。一応、町長は確認印を押して、Bシートがゼロというように認めているんですよ。4カ月、8カ月ということで、Cシートがない。だけど4カ月のBシートのゼロというのはきちんと書いてあるのを本人に写しを渡している。それならCシートが出ていないとか何とかそういった説明もあってしかるべきだと思うんですけど、それはどうなん

ですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今、町長が答弁したとおりなんですけれども、基本的にはプロセス、途中ということは、建設課と税務課ですから、それぞれ評価があって、それをどうしようかという、どっちの評価をとろうかというのを本人と話し合っ、Cシートも含めてちゃんとした提出があればそういう形で次年度の評価は決まります。だから同じような条件で、ある職員も変わっているわけなんですけれども、その職員は8カ月の評価で1年間の評価を終えています。だから評価自体は成立していません。ちゃんとCシートを提出して、Cシートは知識とか責任感とか協調性とかが記入されるようになっています。だから仕事する上で成果を10点にするか、8点にするか、5点にするか、11点にするかいろいろありますけれども、個人の判断で、責任感も協調性も知識も取得したという評価をしている人間が、そういうことはあり得ませんので、Cシートがないとそういう参考にはなりません。だから基本的にそのCシートというのは非常に重要なシートでございます。だから全くその評価制度自体のルールに乗っていない段階の、なぜ返したかと言われれば、はっきり言いますと私のミスだったかもわかりません。返さずに私がそのままとっておけば、こういう問題にならなかったかもわかりませんが、私も出されたものですからそのまま皆、個人に返します。それをもってして被評価者と評価者がそれぞれ点数をつけて、自分で納得して、だから職員皆、Bシート、Cシート、返還していますので、皆持っていますので、それぞれ、その一連の流れの中でまあやっていますので、あえて言えばそこはコミュニケーション不足かなという思いはしますけれども、本当を言えば、業務命令ですから、ちゃんとCシートを出して、業務の一環ですからやるべきのが、職員130、140近くいますけれども、一人がそれをやればほかの人もそうかなというような思いを持ってもらっても困りますので、組織の中ですからちゃんとしたそういう命令のもとで運用をしていきたいなというふうには思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） ちょっと、どうも聞き違うようなので、順番を追ってから、この評価はどうかというのを見ていきたいと思います。

人事評価制度スケジュールを見ますと、Bシートが期首面談、中間面談、期末面談を経て評価が完成するようになっています。これから堀川税務課長にお尋ねします。ゼロ点と評価した被評価者とこれらの面談を全て行いましたか。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 発言は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 何か都合が悪いことがあるんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川課長。

○税務課長（堀川 誠君） 繰り返します。発言は差し控えさせていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） そういった点と本人から聞いたところによりますと、一切それは行われていないということです。それをしないでいいと上司から指示があったのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） お答えできません。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 評価の、結論から言いますと、ちゃんとした評価が制度に乗って評価された状態でその今のようなゼロ点とかの判断がされておれば、それはどういうことだったかという話にもなるんだろうと思いますけれども、評価の工程の途中の、1番はBシートの取り扱いなんで、その部分についてどうだったかというのは、あまりこうちゃんとした評価が終わった後でちゃんとした正式な評価でどうだったかというので検証してその人にどういう不利益があったとかであれば、こういうやりとりは正常なやりとりだろうと思いますけれども、その工程過程の一シートの話でその辺のやりとりがどうかなという思いはあります。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 私は、そういった面談も一切しなくてゼロ評価をする、それは管理職としての職務怠慢だと思うんですよ。そういったことを恣意的にやっているような感じもいたしません。それはどうなんでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 評価制度自体が、以前にもお話ししましたけれども、まだ3年ぐらいたった中で正式正規なルールをそれぞれ積み上げていく今過程でございます。課長会議等でも面談をするように、コミュニケーションをとっていろんな思いをお互いが共有するという事で指導していますけれども、言われたように、人数が少なかったり、通常こうコミュニケーションがとれているなど感じているような場合は、やらない場合もあるように感じます。だから今後は必ず面談するように指導はしますが、今までの過程の中では、確かにおっしゃられるように、やらずに十分コミュニケ

ーションがとれておると感じている課長はそういう場合もあったような気がします。だから今言われるように評価自体のルールをしっかりとしたものにするために今回のようなコミュニケーション不足も含めて今後しっかり検証して、逆に部下が上司をある程度評価ができるのかなというような形の双方向でいろんな形ができるような形をこう研究してみたいと思いますし、コミュニケーション不足自体を今後課長会議等でしっかり指導していきたいというふうに思っています。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 一応、結果を渡して面談は一切しない、目標項目ごとにゼロ点とする。そして、達成全体の評価をDとしている。もらった被評価者はそれを見てどんなに感じると思いますか。すごいショックですよ。通常業務をしているのにそういったのは一切評価されないで、どういう理由なのか、ちょっとそれを堀川課長、お聞かせください。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） お答えできません。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） ちょっとどうして、どういう理由で。川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 正規な評価ではありませんけれども、確かに人事評価、ゼロ点をつけたということは事実です。だからそれは正規に評価されていませんけれども、以前も申し上げましたけれども、職場内で一番身近でやっている課長が評価をするというのは、そういう評価をするというのはいろんな思いが多分あるはずですよ。だから個別のいろんな事実を申し上げることがこういった場では適切ではないというのが一つあります。だからそれはいろんな職員いますから、役場もいますし、一緒に仕事をした職員がいますんで、それぞれ聞いていただいたらそういったことはわかると思いますんで、こういった場でその辺の理由を聞かれるというのは、正規に評価されていれば当然ちゃんとしたクレームをするとか、事情を聞く必要があると思いますけれども、それはちょっと適切でないというふうには思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 正規でないと言われるんですが、町長が確認印を押してその写しを本人に渡しているんですよ。それは正規でないんですか、その写しは。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私も全部詳細は確認しませんが、やっぱり零点という評価について、評価者のほうに状況を確認はいたしております。副町長のほうにどういった人事評価だったのか、またどういった内容が気になっているかということは聞きました。1次判断の税務課長の判断、そして2次評

価となる副町長のこういったところまで来ておりますが、Cシートが提出されていない、Bシートについては2枚提出されており、それを調整して判断せんにゃいけんというところでCシートがなかったということがあるので、残念ながらこのままということになりますというのは聞いておりますので、そういうところですかということで、印鑑押さなきゃよかったのかもわかりませんが、成立はしていなかったということで報告は受けております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） とにかく税務課長は被評価者と面談せずに評価しているわけです。

東町長に確認ですが、そういったマニュアルを無視して、期首面談、期末面談は別にしなくてもよいものなんですか。研修時にこういったような指導をされたんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 当然、期首面談なり、やっぱり当然、目標設定時、中間、評価時点、3回ぐらいはヒアリングをすればいいわけでしょうけど、先ほど副町長が申し上げましたが、私も評価をしたことがあるんですが、総務課長でしたから、職員10人ぐらいしかおりませんし、もうずっと入ったときから知っておりますし、今この子が何をやっている、こういった問題に積極的に取り組んでいる、取り組んでいないというのは職員が書く以上のことを1次評価者として知っているということもございましたので、あえてこれがないんじゃないかとか、これを書き加えなさいということはしていないこともございました。だから5、6年おる職員について、私も職員その面談をしていないということがあったことは事実でございますが、新しく来た職員とか仕事が変わった職員については、どういう業務をこなさいというのは指導しておりました。おっしゃいますように、ヒアリングをしていない課長も実際にいたということがありますので、その辺の指導については十分するようにということで、今副町長も申し上げましたが、評価のその双方向性というんでしょうか、一方方向の評価がどうなのかということも私もちょっと疑問がございますので、その評価がいいのか悪いのかというのをまた反対側から評価して、この課長はこういうヒアリングをしていない、こういうような評価について公平な判断をしていないというようなものを2次評価者なり、私を感じられるようなものにしようということで、今そういう問題点について町としても一生懸命やっております。この制度は、県の制度を参考にさせてつくりました。ですから、本来ならコンサルなり専門家なりを入れて、かなりこう職員同士で話をしてお互いに評価する、されるものですからつくっていく制度であるべきものだろうと思うんですが、本町の場合、もうあるものを持ってきて、そのマニュアルをばらして、うちの下部組織に合うようにしたということがございますので、國本議員おっしゃるように、研修なり、認識なり、制度に対する設計のその意思が本町に欠けていたというのは感じられますので、ほかの市町も、やは

りこういった人事評価制度というのは3年なり5年で一回こう見直して、ルールをですね、やっていくということがないと、やっぱりこういう評価ができていない、こういうことに問題があるというのを同じルールですとやりましても、できませんので制度でほかの市町もそういったルールを変えながら評価制度を根本的にコンサルとか専門的な者を入れながら見直していくということになっておりますので、ちょっとすぐできるかどうかはわかりませんが、そういった評価制度の見直し自体も私は検討したいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 本人は仕事をさぼっていたわけではない。通常業務はしておったわけです。そういったことを全然成果として挙げないで、どういう、期首面談もしない、指導助言もしない、そして一方的にゼロ点、これがある程度の点があればこんなに問題とはならなかったと思うんですが、ゼロ点という評価はちょっと前代未聞だと思います。堀川課長はそれについてどう思われるんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 発言は差し控えさせていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） あれだけ私恨ではない、理由があつてゼロ点をつけたんだというふうに一貫してあなたは言いましたよ。なぜそういった発言をこの場でしないんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 同じ答えになりますけれども、本当に正規に評価がされて、いろんな不利益な取り扱いがあつたり、いろいろな取り扱いがあつたりした状況の中でそのようなことを、私も、新聞を見られた方が何人も来られたんです、実は。事情を聞かれて、評価できていないという話から初めはさせていただいたんですけれども、それで一応話を聞かれれば、ああ、そうなんかと言われるんですけれども、個人、評価制度は本当に評価者と被評価者の双方向の関係なんで、その双方向にある、評価されるほうもするほうもですけれども、その個別の要因をこういった場で何だから零点だ、何だからいいとかいうそういう話にはならないと思います。だから何らかの正規な評価ができ上がっておれば、確かにそういった形でちゃんと説明する責任もあるかもわかりませんが、そういう状況にない中でそういうことはこういう場で申し上げること自体が双方にとって何のメリットもないしという考えがありますので、その辺は御容赦をお願いしたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） それにしてもゼロ評価ですよ。副町長は第2次評価者として、第1



次評価者にこのゼロ点についてどうしてこうなのかというようなそういったのは聞いたんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 一般の方が思われるように、私も全然タッチしていないというか距離がありましたんで、提出されたときには事情は聞きに行きました。同じように、なぜ零点なのかなどといった単純な気持ちで聞いて、それはそういう評価者の思いはあるのかなという思いもしましたし、それは評価というのは他人がするものですから、10人いれば10人の評価の仕方があって、それぞれの評価があると思いますんで、その辺はどのレベルが正しいとかいうのは私はちょっとわかりませんが、話を聞いて納得するという意味じゃないですが、何となくそういう思いはあるのかなという思いはしました。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） しかし、常識では考えられんゼロ点評価ですよ。同じことの繰り返しになりますんで、ちょっと、人事評価制度は平成28年度から本格実施されていますよね。実施要領の研修等の項目を見ますと、人事評価制度の透明性、客観性、納得性を確保し、住民サービスの向上につなげるために被評価者及び評価者への周知を適宜行うとともに、各課での運用等が統一行的に行われるよう評価者研修及び支援を行っていきますと書いてあります。平成28年度には研修を何回実施しましたか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 始まった28年度につきましては、全体に対しての説明会、それから評価者研修をおのおのやっております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） おのおのというのは1回ずつ。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） はい、そうです。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） その研修時にどのような場合に自己採点に反して1次評価でゼロ点をつけることができると教えましたか。どのような場合にゼロ点になるのか、そういったのを教えましたか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） マニュアルに、國本議員さんも持っていらっしゃいますけど、人事評価の制度の実施マニュアルに基づいての説明でございますので、特にそういったことに関して説明する

ようなことではございません。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） どのような場合にゼロ点というのはしていないということですね。人事評価制度は、勤勉手当や昇給に反映しますから、きちんと研修を受け、制度の公平性、客観性、納得性を確保しなければなりません。人事評価制度の実施要領を渡されただけでは、例示があるものの、どのように記入していいかわからない場合があると思います。

平成29年度以降新採の職員、一部事務組合等から本庁に異動した職員、新しく第1次評価者になった課長に対しての研修はどうなんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 新採とか新規になった課長さんに対しての研修はやっておりません。課長会議での全体でのこういうところで面談とかに期首、それから中間、期末の面談に対してはこういったポイントでということでの説明は資料等は配っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） それをきちんとしていないから、一部事務組合から本庁に入った職員は全然説明を受けていないから、どういったようにしていいかというのがわからないわけです。課長からも説明はない。こういったようにCシートを出さなかったらゼロ点評価。ちょっと、研修をなさいと言って書いてあるのにしないというのは、ちょっと手落ちじゃないかと思うんですが、その点はどうなんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 言われる課長からそういったマニュアルを全職員にお配りしておりますので、それがわからない等につきましては、総務課のほうに聞いてくれということではお知らせしております。一部事務組合から帰ってきて初めてという場合も、今議員さんが言われる職員についても、最初のときにはそういった評価自体も一切自己評価もやらないというような状況でありましたので、そういったことについても説明を評価シートを通じてそういったことについても指摘をしているところでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 私もこの人事評価制度実施マニュアルを読みました。二つの評価方法については、目標達成評価と人材育成評価とに分けて書いてあります。詳しく見ると、Bシートは職員がその職務の遂行に当たり、上げた業績を評価し、翌年度の勤勉手当に反映、Cシートは職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価し、翌年度の1月1日の昇給に反映する予定と。で

すからこの評価がそういったように勤勉手当とか昇給に影響するわけですね。そうすると、そしてその両者が一体とならないと評価できないとはこのマニュアルには一切書いてありません。シートのどちらかでも出さなかった場合にはゼロ点になり、翌年の勤勉手当が減額されるということになれば、労働契約において重要な事項になります。しかしその重要な事項が実施要項にも表記されていないし、事前に労働者、職員に説明されていないのは問題じゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） ちょっと勘違いがあるようですが、Cシートが提出されなかったからBがゼロというんではありません。あくまでもBシートは成果ですから、その成果が見られなかったというんでありますんで、だからCとBを合わせて評価が成立して成り立っているということなんで、今言われるCシートが提出しなかったからゼロというのはちょっと違うと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） そういった、こちらの勘違いかもわかりませんが、じゃけどBシートをゼロにしてから、それをさっきから堀川課長はその理由を言わないわけなんですよ。そうするとどうなんかなというふうに思います。今後もほんなら30年度の評価のように、被評価者との面談を行わないまま本人に不利な評価を認めたり、新しく配置された職員に対し研修を行わないまま人事評価というのはこれからも続けるんでしょうか。ちょっとそれを。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 研修は確かに要る場合があるかもわかりませんが、この人事評価実施マニュアル自体を読めばわかるというマニュアルです。専門家が書いたわけでもないし、一般の職員がつくったマニュアルですから、読めばわかるし、わからないことがあったら総務課のほうに聞いて理解していただければいいということなんで、特別なその研修が必要かと言われれば特には考えていませんけれども、確かに充実さすためにどうやったら充実した評価制度になるかというような形で職員間での研修は要るかもわかりませんが、今時点ではマニュアルをこう読んでいただいて、わからないことがあったら聞いて、双方向で実施をする。前提は、BシートもCシートも提出するというのは業務命令で出していますので、これは大前提です。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 本人は、昇給については、自分には関係ないというふうに考えてCシートを出さなかったというんです。そういったのは把握しているんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） それはちょっとわかりませんが、退職者であっても、例えば来年退職する職員であっても別にその昇給昇格とかには影響しませんし、全くそういうことに私はもう関係ないと、別に昇給昇格、必要ないという職員が多分いると思います。そういう職員がいても、当然、業務命令ですから、退職する職員も、僕は来年退職するからもう出しません、そういう話にはならない。やはり信頼関係を築く上でも評価制度自体を成り立たす上でも、業務としてちゃんとBとCを出せと言え出でて当然だというふうに思っていますんで、それが基本的には大前提だというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員、もう一つ質問がこれに残っちゃうんで、もう時間があんまり、腹へ入れちゃってください、これを。國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） この評価の問題だけではなくて、人事異動も一年間に2回、そして本庁から今度水道企業団のほうに転出させているわけですね。人事評価はゼロ、一年間に2回異動させる、意に沿わない、そういった異動というような。先日の9月議会では石田議員に対する答弁では、水道企業団に異動したから、役場での評価を引き継ぐことはないので、本人にとって賞与などの影響は全くないからよかったのだとの答弁をしています。もし水道企業団に異動しないで引き続き本庁で勤めるちゅうことになったら、勤勉手当はどうなるんですか。下がるんですか。そのままなんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 評価できていない状態なんで、評価制度以前の職員と同じですから、通常ですね。だから評価というのはちゃんと制度上成り立っておればそういう形ですけども、そのレベルに乗らなかったということなんで、評価制度が入る以前の状態ですね。それを県に言わせればB評価ですかと言われましたんで、私もそこまで考えていなかったんですけど、評価できていないちゅうだけの報告だったんですけど、県のほうから言わせれば、可もなく不可もなくであればいいですがという話をされましたんで、ああ、そうでしょうかねというようなやりとりは確かにありました。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） だから、全体的にそういったような評価だったらええんですよ。4カ月だろうと8カ月だろうと。じゃけどゼロ点評価にしてD判定というのはちょっと、本人はそれを見たときショックですよ。人事異動を2回される。先日、人権教育推進大会で町長は、今や自衛隊や消防署、役場でも職員間のパワハラが報じられるようになってきており、ゆゆしき問題であるというように挨拶の中で述べられていました。私も、田布施町役場でもそのようなパワハラが起きていないか、心配しております。そこでちょっと確認しておきたいんですが、30年度の人事評価でBシートの基本採点に反して、第1次評価者から評価の合計点を全てゼロ点にされた職員は、新聞報道された

職員以外にいましたか、それともいませんでしたか。ちょっと明確にお答えください。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） いや、人事評価の中身についてはお答えするつもりはありませんけれども、2次評価について広報等で、先月の広報だったか、公表していますんで、それ以外について公表するつもりは今のところございません。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） ちょっと時間迫っているんで、一応、この第1問はこういったことを言って終わりにしておきます。私が今回もこのようなことを取り上げますのは、田布施町役場でもほんの一部の心ない人の失点とそれを組織全体で隠蔽し続けることにより、職員全体あるいは町全体の印象が悪くなるということを憂いているからです。

執行部で見ている人がいるかどうかわかりませんが、先日、NHKで「現役社員が語る！内部通報の悪夢、上司たちの1000日戦争」を私は見ました。今回の不当な人事評価と意に沿わない異動と同じように、内部通報をしたから左遷された上に過酷なパワハラを受けることになったことが描かれていました。この人は、家族や同僚の協力を得て会社の上司を裁判に訴え、しかし1審は敗訴でしたが、高裁では逆転勝訴をしています。私も現役時代、何回となく評価や人事異動の面では辛酸をなめています。空気を読みながら順風満帆に出世した人にはわからないかも知れませんが、だから私はどんなにつらい思いをしてきたか、現在しているか、私の歩んだ人生と二重写しになり、お二人の気持ちがよくわかるつもりです。私は何回となくこれと同じような質問を繰り返していますが、おかしいのはおかしい、許せないものは許さない。真実は何か、弱者に寄り添うスタンスを貫いているつもりです。今回の国会答弁と同様、どうも仲間をかばい合うという組織防衛や自己保身が働くのがいつも限られた時間内の中では全容解明に至っていないと思っています。今回の件でも納得できない点につきましては、これからも取り上げるつもりです。

以上で、次に……。

○議長（瀬石 公夫議員） 済みません。12分ぐらいまでありますから。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 次に行っていいですか。

○議長（瀬石 公夫議員） はい。

○議員（3番 國本 悦郎議員） ほんなら次に……。

○議長（瀬石 公夫議員） ちょっとチャイムが鳴り終わるまで。どうぞ。

○議員（3番 國本 悦郎議員） では次の質問に移ります。

質問事項は、教員の働き方改革について、答弁は尾崎教育長にお願いします。

教員の働き方改革がなかなか進まないことや教員間、教員と保護者間の人間関係の難しさも影響してか、公立小学校の教員採用試験の倍率が全国平均で3.2倍と過去最低だったということがねっネットを調べると載っておりました。私が教員になったころは狭き門で、そのころと比べると隔世の感があります。

また、教員の働き方改革の足かせとなっている学校単位での部活動が、生徒数減少により難しくなっている今、総合型地域スポーツ活動、以下「総合型クラブ」と言いますが、への移行が喫緊の課題となっていると、スポーツ庁からガイドラインもあります。そこで教員の働き方改革とそれに伴う総合クラブへの移行について、どう取り組みが進んでいるのかお尋ねします。

1番目は、今年度、教員の勤怠管理システム、成績管理システムの導入により、これまでと比べて教員の負担軽減がどう進んだでしょうか。

2つ目、なかなか土日に休めなかったり、残業の多い教員の夏休み中の休日のまとめ取りはできたのでしょうか。

3つ目、総合クラブの法人化への取り組みと総合クラブの先進地との連携は進んでいますか。

4つ目、9月議会で選任されました教育長の今後3年間の任期中に、少しでも部活から総合クラブへ移行する足がかりはつくれませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは復唱します。それでは1点目の勤怠管理システム等の導入による教員の負担軽減の進捗状況についてお答えをします。

平成28年度と本年4月から8月までの小・中学校教職員の時間外勤務時間を比較した場合、小学校で0.1%の削減率となっており、中学校では1.3%の削減率となっております。

また、時間外勤務時間の削減率を県平均と比較してみると、小学校では県平均を1.5%下回っていますが、中学校は6.1%上回っています。このことから、小学校においては削減が余り進んでいない学校があるものの、中学校においては時間外勤務時間の削減が進んでいると言えます。

町内の4小学校を比較してみると、3校が県平均及び県平均以上の削減率となっておりますが、1校については県平均の削減率を大きく下回っており、さらなる削減に向けた工夫を指示しているところです。

次に、教員の夏休み中の休日の取得状況についてお答えします。

令和元年度の夏季休業中にける年休や厚生休暇の取得状況について見ると、小学校で9日から10日前後、中学校で7日前後が平均となっております。昨年度と比較した場合、小学校においては1日から2日程度の増加で、中学校の増減は見られていません。このように、年休の取得率があまり増加し

ない要因としては、夏季休業中に教員を対象とした研修会や説明会が集中して行われている現状があり、こうしたことから県においても新採の研修を初め、研修会や説明会の精選が進められているところと見られます。

また、現在、御案内のように、国では働く時間を年単位で調整する変形労働時間制が公立学校の教員に適用できるようにする、いわゆる給特法、教職員給与特別措置法でございしますが、これの改正が国会へ提出され、先日の参議院本会議で可決成立したことが新聞等で報道されておりました。これについても教員の働き方改革の一環として期待される所と見られます。

次に、総合型地域スポーツクラブの法人化への取り組みや先進地との連携についてお答えします。

総合型地域スポーツクラブの法人化につきましては、岩国のゆうスポーツクラブの状況や本町のコミュニティスポーツ城南等の状況も参考にしながら検討はしている所と見られます。また、町の体育協会が指定管理時代に法人化に向けた取り組みに挑戦した経緯もあり、困難が予想されますので、しばらくは関係者で協議を重ねてまいりたいと思っております。

また、先進地との連携につきましては、連携に至るまでにはさまざまなハードルがあり、情報提供や聞き取り調査等は行っておりますが、連携に向けた動きには現在至っておりません。

最後に、中学校の部活動を総合地域スポーツクラブへ移行できないかという御質問にお答えします。

この点につきましては、教員の働き方改革や部活動の種目数の減少を食い止めるためにも、ある程度進めていく必要があると考えておまして、県教委に対しても支援要請に現在、19市町の教育委員会でしております。令和元年6月改定の田布施町スポーツ推進計画でも、総合型地域スポーツクラブの充実につきましては、前向きな方向性が示されておりますが、会員の確保、財源の確保、指導者の確保等、大きな課題になっており、指導者の確保などは極めて厳しい状況です。

現在、中学校では弓道、水泳、サッカーの3つの種目が総合型地域スポーツクラブにより活動しておりますが、それぞれ指導者の献身的な御指導によって生徒たちは充実感や達成感を感じながら活動しております。しかし、指導者の確保については、苦慮しているクラブも現在ございます。

学校の部活動につきましては、働き方改革の一環として、文部科学省が積極的な取り組みを進めており、2017年には部活動指導員を制度化し、来年度の中学校における部活動指導員配置事業には前年度の2倍の10億円の予算が要求されている所と見られます。しかし、肝心の指導者の確保については困難な状況で、事業の趣旨が十分生かされているとは言えません。

また、学校の部活動に対する考え方につきましても、海外では我が国で行われている学校の部活動に高い関心を示している国も多く、そうした国では学校教育が教科指導一辺倒である関係もあってか、学校が大変荒れているようです。そのため、知徳体のバランスを考えた教育を進めている日本の学校

の特に部活動については高い関心が持たれているようです。教員の働き方改革等に加え、こうしたもろもろの考え方や情報を精査しながら、最終的には生徒のスポーツや文化・芸術の多様な課外活動の場が提供・維持できるように努めていく必要があるというふうに考えておりますので、御理解、また御支援のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 再質問もたくさんあるんですが、また改めて違う場を設けて質問したいと思うんですが、総合クラブの今後のあり方に関する提言によれば、総合クラブの自立的な運営に向けて指導者の充実が挙げられております。総合クラブが活発な先進地では、法人化し、スポーツ指導の資格を持ったクラブマネージャーやコーチが常勤してクラブ運営に携わっています。体育協会が主体となってそういった法人化やクラブマネージャーの配置は難しいのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 議員御質問、御存じのように、なかなか体育協会のほうで指定管理制度もやりましたが、それが困難なこともありまして、今はうちのほうに戻しております。やはり、申し上げましたように、3点が大きな課題ではないかと思ひます。国が、先ほど言ひましたように、指導員制度を設けてくれまして、課長も一生懸命たたいて計算してくれておりますが、やはり一人の方を雇うとなるとある程度財源的な確保が要りますし、国はほんの一部の財源の補助ですから、なかなかそのあたりはやっぱり食べていけるような形で確保して、配置していくということを考えると、一番は人材の不足というのがありますけど、やっぱり財源的なものかなというふうに思ひます。今議員が言われたように、一つの体協で一つのそれぞれの連盟が維持できればいいと思ひます。今、弓道、水泳、サッカーとありますけど、弓道と水泳がやはりある程度続いているのも、これはやっぱり体育連盟とに所属した大きな後ろ部隊があるということがあります。サッカーの場合はそれがありませんので、本当に保護者が手弁当でやっておられますので、この辺でちょうど私が、今会長やっているのは私の教え子ですけど、先生、はあこれは難しいけえと、そうじゃが頼むけえ頑張ってくれえやと。今一応言っているのは、体協のほうへいろんな田布施町内のサッカーの愛好者が集まって組織化をしていただいて、その中でそういったスポーツクラブを支えてやっていくといいなというふうに思ひますが、そういうような体育協会自体をちょっと強くしていく必要もあるんかなというふうに思ひしております。またいろいろ難しいこともありますけど、またお耳をかしていただいて、お力添えをしていただけたらというふうに思ひます。現状はその辺が一番基本かなというふうに思ひます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 恐らく教育長は教員時代の専門が保健体育科ですから、部活動の指



導に必要なのは、スポーツ指導の科学的知識で、しかも次代においてきちんとバージョンアップしているということはよく御存じだろうと思うんですよ。最後に、尾崎教育長任期中にぜひとも総合クラブの充実をお願いしたいのですが、一番に取り組みたいことは何ですか。で、ネックは何でしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） やはり、今コミスクも進めておりますが、やっぱり住民の力がまだまだ一致団結とまでは行っていないと思います。今議員おっしゃることを視野に入れて私も同じように、スポーツクラブが充実していかないと、一番は今、田布施中学校はある程度部活を確保しています。ですから、生徒たちがよその地域に出たりとかちゅうことが非常に少ないし、逆にそういったものを来てくれる子供たちもおります。ですから、その種目数をまず絶対に減らさないということです。ですが、御指摘のように、学校の教員だけの部活動数の確保はもう非常に困難です。ですからそういったことを含めて、具体的には、言ってもいいかわかりませんが、剣道なんかでも大変県でもトップクラスですけど、非常にこれが今後教員の異動等があると厳しい状態が見えています。だからそういったものも地域でやっぱりつくっていく必要がありますので、二、三、どうしても地域スポーツで担っていかなくちゃいけない部活がありますので、そういったことを最初にやっていきたいと思います。

○議員（3番 國本 悦郎議員） これで終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） いいですか。

以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 昼になりましたので、昼休みといたしたいと思います。再開を13時40分からにいたしたいと思います。よろしく願いいたします。45分にする。45分のがええ。それでは45分にいたしますから、ちょうど1時間半とります、休みを。

午後0時13分休憩

.....

午後1時45分再開

○議長（瀬石 公夫議員） 休憩をほどきます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

松田規久夫議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 今年の流行語大賞は、ラグビーワールドカップ日本代表を率いたヘッドコーチが掲げた「ONE TEAM」。議会は車の両輪として機能しなければならないと言われ、田布施町民のため、田布施町の将来のために、町職員、議員双方が知恵を出し合い議論を尽くし、個

人の活躍も必要だが、「ONE TEAM」としてすばらしい田布施町議会としたいと私は思う。

日本は、インフラの老朽化、気候変動の深刻化、既に気候危機の入り口と言えるかもしれない。海洋プラスチック汚染を無視できない環境にある。

本日は、全国各地で多発する自然災害を教訓として質問し、答弁は3問、町長をお願いします。

町長は、職員を率いる目標を来年のキャッチフレーズとして掲げてほしいと私は思います。

一問一答で、最初に堤防強化を県への働きかけをと題しまして、町長、よろしくをお願いします。

田布施町で発生する確率の高い災害を想定すれば、豪雨による河川の決壊、氾濫が挙げられる。水が堤防を越える越水が発生して、堤防の外側が削られ、水量の増加による水圧で堤防決壊の可能性は大いにあると思える。現在、集中豪雨は日本のどこで発生しても、想定外の出来事と言えない状況にある。田布施川の水系は短くても、悪条件の大潮、満潮、気圧の低下による水面の上昇などが重なれば、堤防の越水は可能性が高い。

越水破堤対策は、堤体をシートやブロックなどで保護し、短時間の越水に耐えられる堤防強化の工法がある。河川管理者である山口県へ越水破堤対策の働きかけを提案する。

堤防の人家側をシート、ブロックなどで保護すれば、草刈の必要もなくなるメリットもある。景観もよくなり、桜まつり、桜マラソンにも寄与できる。田布施川をモデル河川として、越水対策の早期実施要望を山口県にしてもらえないか。お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

さきの穴井議員の御質問にもお答えしましたように、今年10月の台風19号の記録的な大雨により、7県71河川で堤防が決壊し、さらにこのほかにも、越水により16都道府県で延べ266河川で氾濫が発生しました。

今回の堤防の決壊は、議員おっしゃいますように、護岸を超えた水が堤防の人家側の護岸を洗掘し破壊する越水破壊と思われるものが多く見られたと報道されておりました。

こうした越水対策について、河川管理者の県土木に確認しましたところ、田布施川においては、八海から瀬戸までは護岸改修が行われておりますが、役場の一部を除き、おおむね、まだ瀬戸地区上流は河川改修そのものが未実施となっておりますので、当面は本来の河川改修を優先的に進めたいと、また、浚渫も行いたいということでした。

御質問の堤防の人家側の護岸の補強については、全国的な課題であり、また、多額の費用が必要なことから、早急な実施は見込めないのが現状でございますが、町としましては、現在の河川改修事業の早期完成とあわせ、越水対策の実施について、県へ要望をしまいたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 県が管理する田布施川ですが、質問の中でも言いましたが、田布施川は水系が短いので、モデル的にやってもらうにはちょうどいいんじゃないかというふうに私は考えます。

そこで質問するんですが、悪条件の大潮、満潮、台風の気圧の低下による海水面の上昇などが重なり、下流域で堤防が決壊すれば、海水と降った雨の両方が川底の水位近くまで流れることとなります。田布施川の堤防で、海拔が一番低いところはどこで、何メートルでしょうか。お尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 川添橋ぐらいで、約5.1メートルでございます。八海橋等についてはちょっと地図がございませんので、川添橋、これは庄山の。ここで5.1メートル程度でございます。以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 今月の3日のことなんですけども、大阪府は3日、最大規模の台風が大阪湾に接近し高潮が発生した場合、府の面積の1割強が浸水するおそれがあると公表しました。南海トラフ巨大地震による津波想定のおお2倍近い。関西地方に大きな被害をもたらした18年9月の台風では、潮位が2.8メートル上がりました。今回の想定では、5.3メートルと算出されたのです。

先ほどお答えの川添橋付近で堤防が5.1メートルということですから、大阪府の試算がそのままこの柳井エリアに当てはまるわけじゃないでしょうが、大阪府は見直したことによって5.3メートルと、それで府の1割強が浸水するというふうには。

政府は、改正水防法に基づき、20年をめぐりに最大規模の高潮を想定した浸水区域を公表するよう都道府県に求めている。来年に向け、山口県も公表されるだろうが、大阪を参考にすれば、田布施川も5メートル前後の潮位上昇が予想される。田布施川の氾濫の被害がなかったのは運がいいでは済まなくなると思います。

そういう意味で、町長、越水対策を、モデル地区として県のほうへぜひとも早期対策をお願いしてもらえないだろうかということで再度質問しますが、いかがでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今年も県知事要望で、重点施策、新規含めて持って上がってお話をしたんですが、その際、一番最初に、さきにもお話ししましたが、栃木市のほうに職員を派遣して、実際現場を見て、やっぱり越水の怖さと申しませうか。栃木市の場合は、越水だろうと思います。決壊とかいうことは聞いておりませぬので、越水によるものと思われませうけども、県知事と話をしまして、そ

の辺の対策はやっていこうということでございました。

しかし、今、持って上がっておる県知事要望は、夏ごろの台風を想定したもので、今回の19号とか15号は全く入っていなかったんです。また来年度、整理をして持って上がりますということは申し上げましたので、田布施がモデル河川になるかとかどうかいうのはわかりませんが、一つの考え方で持ってまいりたいと思います。

国は、以前、越水対策でこういうふうな対策はしておったというのは聞いたことがあるんですが、ダムとか水防に関する考え方が、ダムを強化して水位をコントロールしようという節に変わったような国の施策がございます。なかなかそういうメーター当たりすごい事業費がかかるものに県独自でというのはやっぱり無理でございますので、今、国土強靱化とか進められておりますので、そういう中も含めて、やっぱり治水対策の根本が、国も多分方向性を少し変えてくるのではないかと思います、そういったことがあれば、田布施川もやはり、松田議員おっしゃいますように施工しやすい川じゃないかなと。周りに山があったら、竹やぶがあったりするとなかなかいらないと思うんですが、幸いにもずっと、瀬戸の山では川沿いにそういったものがございませんので、モデル的にやっていただくにはいいかなと思いますので、それは要望に入れさせていただきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 主張しないと相手には伝わりませんので、ぜひとも機会があるごとに県のほうへ言ってもらったらと思います。

川幅の大小、支流との合流点、川の曲がる場所、橋桁に漂流物が障害となったりなどの要因で、必ずしも堤防の低いところが一番危険な場所とは言えないと思います。しかし、堤防の低いところは決壊の可能性は高いと思います。

現在、田布施町が想定している田布施川の危険箇所というのはあるのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 田布施川でございますので、県に確認しました。それで、今、県のほうで洪水ハザードマップつくるためのデータづくりをしております。その中で浸水シミュレーションをやっとるわけでございますが、その浸水シミュレーションでは、ある一定のところが破堤した場合、例えば浸水はどれくらいか。A地点が破堤した、何センチ、B地点が破堤した場合の何センチ、となるという浸水の数値を出すわけでございますが、県に確認しましたところ、その箇所を公にすると、そのデータがひとり歩きして、例えば役場のところが一番切れやすいというのがわかれば、役場のところに皆さんが集中して確認して、ほかのところがおろそかになるんじゃないかということで、公表はしていないということでございます。

あわせて、今年の9月の県議会でもそういう質問が出たということでございます。このときも、やはり非公開ということと聞いております。

あわせて、国と中国5県でも、一番先に越水する箇所については公表していないということでございます。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） わかりました。

現在、田布施の町の中が浸水する、その防止策のために、田布施中学校に貯水槽があります。この田布施中学校にある貯水槽から、今はプールの状態ですので、より機能するためには、排水をしないと十分な水がこの貯水槽に入っていないわけですが、田布施川への排水をすることによって、堤防にどっかに穴あけるわけですが、堤防が弱体化するようなおそれはないのか。

それと、この送水路の完成予定はいつごろが見込まれるのかという、この2点をお聞きします。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） まず、田布施中学校からの送水管によって、田布施川のほうが破堤しないかということでございますけれども、送水管を堤防の中に入れるときには、所定の基準がございます。その所定に基準にのっとり管を入れるわけでございます。今のところ、正式協議はしてございませんが、一応、県のほうから了解を得ております。

それと、排水管の施工については、ちょっと用地関係ございますので、少しお待ちいただくようになろうと思いますが、努力はいたしておりますので、そこら辺でちょっとご容赦お願いできたらと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 1つ、災害は急かさなければなりませんので、町の中が雨靴程度の高さにしても浸水が防げるものなら努力してもらって、排水路の早期の完成をお願いしたいと思います。

それでは、2問目行きます。

急がれる防災対策、第2庁舎計画のその後はと題しまして、町長、回答をよろしく申し上げます。

職場環境のよい事務室で職員に仕事をしてもらいたい。そうすれば、仕事に対してモチベーションも上がり、住民サービスの向上につながる。しかし、財政に余力のない田布施町が大きな借金をして、中央公民館をただ建てかえ、第2庁舎とすることに疑問がある。

今回、耐震化工事で、庁舎にエレベーターが新設された。使用頻度の低い3階フロアを多目的に使

用すれば、常時使用していない1階フロアを事務室として使用が可能となり、別棟の、具体的に言えば中央公民館におられる職員なんかを私は想定はしているんですが、本庁舎に集約できる。

急がれるのは、住民の安全安心が確保できる、あるいは生活弱者に配慮した避難所であり、備蓄倉庫である。第2庁舎は避難所のスペースを設け、日常は多目的に使用し、公民館機能も持たせればよい。備蓄倉庫は高床式で、容易な物資の搬入搬出、防水対応としたい。避難所の近くにマンホールトイレや非常時用井戸を設置して災害に備えたい。

第2庁舎新築、フロアプランを尋ねる。よろしく申し上げます。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

本庁舎につきましては、平成30年度に耐震改修事業が完了いたしました。次は、今、松田議員がおっしゃったように、中央公民館という問題が発生するわけでございます。

これまで庁舎問題は、議会や庁舎問題等検討町民会議でいろいろお話をさせていただきました。その中で、第2庁舎というような論議も出てきました。

そうしたことで、一応、コンセプトを、概要を例として定める必要があることから、第2庁舎として、町職員で構成するプロジェクトチームに、基本的な考え方の一つを報告として取りまとめてもらうように依頼をしたところでございます。その概要は議会でも以前御説明申し上げましたが、いろんな機能を含めたものとなっておりますので、事業費的には9億円を超えるような大きなもの。だから、今、町に必要なものを皆挙げるとすると、それぐらいのものがかかるということになってくるわけでございます。

しかしながら、今、学校施設を初め、公共施設の老朽化につきましては、やっぱり長期的にかなりの財源を必要とするものでございますので、今、町としてどうするかというのを再検証しているところでございます。

財源的に見ますと、なかなか9億円を超えるような大きな箱物を今、用意するというわけには財政上まいませんので、いろんな工夫をしながらやってまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、中央公民館には、現実として教育委員会や社会教育課が今入っておりますので、そういったものの移転先とか、講座が実際開かれておりますので、その辺の利用者の対応も慎重にお聞きして、問題を解消していかなければならないと考えております。

特に、議員御提言の議事堂等の多目的使用、この3階をどういうふうにご利用するのかにつきましては現在検討中ではございまして、はっきり、今、案として持っておりませんが、検討を進めております。

そして、今御質問でございました備蓄庫につきましては、来年度、備蓄計画を策定する中で、備蓄

場所について、できるだけ経費のかからない方法で早く整備ができるように、現在の公共施設であいているところをどういうふうにご利用できるのかというのを早急に調べまして、そういったところへ。

1カ所に大きな備蓄庫を設けるということは、今、私は思っておりませんで、今ある公共施設の中であいているところを利用して設置ができればということで、今のところ考えております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） フロア計画ですけれども、現在、1階で、消費税2%アップに伴うプレミアムつき商品券の申請の受け付けをやっております。住民の案内するための表示方法の工夫は必要と思いますが、例えば、今1階でやっている申請を、住民の案内表示がうまくできれば、年10回程度しか使わないこの議事堂でも僕は可能じゃないかと思うんです。ですから、3階には第1控え室、第2控え室、日常的に使わない部屋もありますんで、いろんな申請等の受け付けなんかは3階を利用して、1階は常時使える職員の事務室として、1階フロアですから、このくらい1階スペースがあるんじゃないかと思うんですが、十分、中央公民館の職員は1階に収容が可能だと思います。

急ぐのは、質問の中でも言いましたが、今、全国どこでも大きな災害が起きてもおかしくない状況にあります。

お聞きしますが、例えば、倉庫機能には、災害用の対策物品を保管している備蓄という機能と、いろんなところから来る支援物品を仕分けするという物流拠点としての2つの機能があると思うんです。今、田布施に、避難場所は指定されているけど、物流拠点となり得るような、町内にそういう箇所というのは。もし災害が起これば、どこがそういう支援物資を仕分けするような場所になるのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 田布施町で物流拠点というか、そういった町外からの支援物品については、体育センターを使って、そこで仕分けして対応しようというふうには考えています。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 体育センターは、避難所でもあるわけですよ。それを、遠くのほうでやらずに、この本庁舎は耐震化工事ができているわけですから、ここが対策本部になるんじゃないかと思うんです。そういう仕分けとか何とか、連絡とったりするのは、体育センターのように離れているところよりも、すぐ目の前に物流拠点、備蓄倉庫、そういうものがあるほうが。

それで、なおかつ田布施の低い低地の住民は、近くに安心できるような避難所がないんです。ですから、第2庁舎を単に公民館機能を持たせたり、いろいろコミュニティー教室に利用できるようなそういう施設をつくるんじゃなくて、急ぐのは、その住民が町の中の近くに避難所がある、あるいはそ

こには災害が来たときに、質問の中でも提案しましたがマンホールトイレとか、その避難所は生活弱者に配慮したような新しいものをつくるわけですから。

従来の学校とか公民館とかちゅうのは、生活弱者に配慮したような施設にはなっていないと思うんです。例えば、赤ちゃんがいる人を町の便利なところへ来てもらえるとかというふうなんで、生活弱者に配慮したような避難所で、住民が町の中に、より安心できるようなところに避難所があるという、これも住民サービスの一環になるんじゃないかと思うて提案しましたんで。

まだまだ第2庁舎についちゃ議論していかなけりゃいけないと思いますんで、またみんなで知恵を出し合って、将来の田布施のため、住民にとってはいいものをいろいろ議論していけばいいというふうに思っております。

それと、町内に今、5地区ありますが、一次避難所、二次避難所、いろいろ指定されておりますが、各地区の収容人口と収容率というのが、数字がもしわかれば教えてもらえたらと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 町内、一次避難所、二次避難所、全部で33カ所を、今、避難所一覧ということで載せております。

この前の町長と各自治会との意見交換会でもあったんですけど、極端な話、西田布施公民館をあけたから西の人しか来れないとかいうことはなくて、ほかの地域からも来ていただいたらいいんだということで、意見交換会でも話をしています。

ちなみになんですけど、その建物がある場所を校区ごとにもし分けてみた場合であれば、城南地域であれば4つの避難所が今のところはなっています。その収容人員に対する充足率につきましては、22%ぐらいです。西田布施につきましては近隣公園なんかも入っていますんで、そういったことで全体的には82%というような高いような感じでございます。

東についても25%弱、麻郷についても20%弱と、麻里布については40%弱というような数字ではございますけど、全体的にまだ人口に満足しているところはないというのが現状でございますので、今、大規模災害が想定した中で、町長からの指示もございまして体育センター、それから田布施農業高校も使えれば、それ、避難所にもう入っているんですけど、一応使えるような実際のシミュレーションとかもやっているというのが現状でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 地区によっては高いところが低いところがありますが、住民から、町の中央部に避難所があるといえば安心な面もあります。そういう面でも、またみんなで知恵を出し合って考えていけばいいというのが1つと、もう一つは、非常時の場合は、協力の得られる民間の施



設を探すということも大事なことじゃないかというふうに思いますので、交渉には多大な労力必要かもわかりませんが、収容するための比率を上げるためには、こういうふうなことも必要かとも思います。

3問目、行きます。

路線価導入は議論が必要と題しまして、町長、回答よろしく申し上げます。

納税義務者宛、5月1日付に、固定資産評価、宅地等、の見直しについての表題で、一部の地域に市街地宅地評価法を採用することでより公平公正な評価ができるとし、次回評価替えに向け調査・検証作業を行っていくと周知している。読まれた納税者は多いと思えるが、どのように変わるのか理解できた人は少ないであろう。

田布施町が従来から採用している、その他の宅地評価法、標準地比準方式、や市街地宅地評価法、路線価方式、は、住民にとって何のことやら分からないけれど、町を信頼しているのが納税者の正直な気持ちであろう。

町は、その他の宅地評価法のみを適用してきた。田布施町には住宅地と言える場所はあるけれども、高齢化で町中空き家が出現している現状で、どこに市街地があるのか。従来からやってきた宅地の評価方法を何で今さら変えなければいけないのか。住民が納得できる明確な理由を示すとともに、路線価導入（固定資産評価の変更）は議論が必要と考えるのでお尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、宅地の評価の方法は、市街地宅地評価法とその他の宅地評価法の2つでございます。現在、本町では、町全域をその他の宅地評価法で評価を行なっております。

この、その他の宅地評価法とは、町内の宅地の沿接する道路の状況、公共施設の近接状況、家屋の疎密度、その他宅地の利用状況がおおむね類似していると思われる地区を区分し、それらの地区ごとに選定した標準的な宅地の評点数に基づいて所定の宅地比準表を適用し、各筆の評点数を求める方法を言います。この評価方法は、標準地比準方式とも呼ばれております。

一方、市街地宅地評価法は路線価方式と言われるもので、街路ごとに当該街路に沿接する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価格を表す路線価を付設し、この路線価に基づいて所定の画地計算法を適用し、各筆の評点数を求める方法となります。この評価方法は、比較的厳密な計算を行なう必要がある地域、すなわち市街地的な形態を形成している地域はこの方法によることが望ましいとされており、既に近隣市町で導入されております。

このように、宅地の評価は市街地宅地評価法とその他の宅地評価法の2つに分かれますが、その評

価の基本において違うものはありません。

まず、市街地宅地評価法は、画地の奥行き、間口、形状等の相違が宅地の価格に及ぼす影響を的確に反映させるため、路線価を基礎として画地計算法を適用し評価するものです。

一方、その他の宅地評価法は、状況類似地区ごとに標準宅地を選定し、この価格に比準して各筆の宅地を評価するものです。

これらのいずれの方法を適用すればよいかについては、町の宅地の価格事情から見て判断することとなりますが、具体的には、評点数の格差について、画地計算法によることが適当な地域であるか、宅地の比準表に定める程度のことを考慮すれば足りる地域であるかどうかによって決めることとなります。

近年、町内の一部地域において市街地の形成が進んできたことから、近隣市町の状況や不動産鑑定士の専門的見地からの意見も踏まえ、各宅地の個別要因を固定資産税に的確に反映することができる市街地宅地評価法も採用したいと考えております。

個別要因とは、例えば道路の幅や舗装の有無、行きどまり、公共施設や商業施設への距離などの個別要因をきめ細かく反映することにより、適正な課税を実現することができます。

町では、令和3年度の評価がえに向けて、市街地的な形態を形成する本町の一部の地域について、市街地宅地評価法の導入に向け作業を進めております。

今後、町では、議会とも十分協議し、広報等でも取り上げさせていただき、令和3年度から、新たな基準により公正公平な評価と説明責任を果たしていきたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 一番最初に聞いておきたいんですが、この路線価方式、決まったわけじゃないですよね。ここを最初に確認しておきたいんですが。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、さまざまな評価の見直しをしておりますが、今現在、町では、その他の宅地評価法と市街地宅地評価法を併用した形で、地域の実態に合わせて適用していくことが公正であるという考え方のもと、今、案作りに向けて検討しているという状況でございます。決定はしておりません。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） それでは、決定したわけじゃない、検討中ということなんですが、路線価方式になったら、対象となるエリアというのは、もう既に想定されているんでしょうか。対象エリア、路線価の場合の。想定されとれば。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 田布施駅周辺から中央南、あと、塩坪とか八和田のほうまで、一応、用途区域と指定されている部分について想定をしております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 路線価の場合、市街地なんですよ。ところが、一方通行なんかも、歩いてもらうたらわかると思うんですが、もう既に空き家があったり空き地があったり、あるいは今後10年ぐらいもすればもっともっと空き家が増えるような状況で、どこに家屋が密集しているかというふうな、そういう状況になるような気がします。ですから、大いに議論をして、結局は住民が納得する公平公正なものでなければいけないわけですから。

僕は、今年の12月議会で、都市計画税と固定資産税について質問しました。そのときに、町の考え方がダブルスタンダードだと。要するに、基準が2つあるんじゃないかという。一方じゃ市街化、一方じゃ田舎っていう。

昭和の37年に都市計画税が導入された、このころは高度成長期で、田布施町、この近辺もベッドタウンで、将来の市街化を夢見て、そういう状況の中で決められたというのは、それはそれで、そういうまちづくりをするためにはお金が要るわけですから、まちづくりのために都市計画税を導入という。近隣の平生町はいつ導入されたか知りませんが、路線価のほうを。考え方の相違で、固定資産税のほうで、よりまちづくりという格好で平生町はやられたんじゃないか。ここは考え方の違いなんで、これはこれで僕はええと思うんですが。

ただ、もう昭和から平成の30年が過ぎて、もう令和に来て、今からは少子高齢化でどんどん人口も減っていくという状況の中で、質問の中でも言いましたが、何で今さらと。この3月に請願が出た固定資産の問題については、不整形地についてはするかしないかの1本じゃなくて、細かく0.1から0.4ぐらいまでの差を設けて補正したらどうですかという、不整形地についてはそうでした。間口と奥行きについちゃ、導入していないのがおかしいんじゃないですかという指摘だったんです。

ですから、町のほうはその指摘のとおり、どういう形のもんが出てくるかわかりませんが、間口も奥行きも取り組む、そして不整形地についてもするということですから、請願についてはその要望に応えられているような状況で、従来から続いてきているものをより公平公正なものに、その他の宅地評価法だけで直してくださいというんですから、無理に請願の扱いは路線価まで求めているものじゃなかったというふうに僕は理解しとるんですが。

路線価を導入すると、はっきり言うて、職員の知識も必要だし、仕事も難しゅうなるんですよ。お聞きします。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 先ほどお話ししましたが、市街地宅地評価法を採用する理由は、要するに、一部地域について市街地の形成が進んできたことが第1点です。

それと、市街地を適正な評価をするために導入するという。いわゆる市街地は、納税者に説明責任を果たすため、比較的厳密な計算をする必要があるということです。

3点目としまして、近隣市町村で既に導入されている。平生町につきましては、もう20年も前に一部導入されておられます。評価替えごとに範囲を広げておられます。

それと、あと最終的には不動産鑑定士の専門的な意見について助言があって採用するというところに、今検討をしておるところでございます。

市街地宅地評価法を導入した場合の影響でございますが、個別に考えると、さまざまな形状などを有する画地事情ほか評価するので、宅地として利用価値が高まる場合は価格も一般的に高くなります。宅地として利用価値が劣る場合は価格を補正し、下げることとなります。形状等の補正のみをするわけではなくて、例えば、無道路地評点算出法というのがあるんですが、いわゆる道路に接していない画地については、その画地の通行が可能であるとしても、宅地としての利用上、制約によって価値が低下するため、評価において考慮することとなります。

崖地等の補正というのがあるんですが、崖地等で宅地としての通常の用途に供することができないものとして認められる部分がある画地については、通常の画地と比べて宅地としての利用価値が劣るため、評価条項の点について補正を適用すると、こういった補正もあるわけです。奥行き、間口とか、不正決議のときは評価以外の方法で評価することになりましたので、よりきめ細かい評価ができるということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 誤解をしたらいけないんですけども、評価の見直しというのは昨年の4月に見直そうということが税務課のほうで話が4月の新年度から、そういう話で協議が進んでおります。だから、請願が出たから見直すとか、それもありますけれども、基本的には評価基準を見直していこうというのは、その辺からの御理解で。

それから、路線価の導入ですけども、今、細かいことを言いましたけれども、結局、奥行き、間口を的確に反映させるのが路線価方針なんです。要するに、地理的な要素が余りない、路線価方式を取り入れると、奥行きと間口が、ある一定の比率で決まってくるような形の、さっき言えば、きめ細やかとかいうか。だから、公平公正というのを考えれば、奥行き、間口を入れたときには路線価が入っ

てくるというのは自然な流れのような状況でございます。

不動産鑑定士の意見も当然ありますし、近隣の状況等もありますので、そういった形で、いろんな要素を踏まえて、今、町に合う基準を作成中ということでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） きめ細かくやるということはいいことですが、やはり難しくなると思います。難しくすると、間違いのもとだと思います。

12月2日付に固定資産税に関して、こういう記事が出たんです。18年度で東京23区と政令市の払い戻しが何件だと思いますか。14万件。都会ですから、家なんかでも、ものすごい細かいんです。細かくやっておるから、これはどうやって見つけたかというたら、一級建築士事務所の建物鑑定士という会社がいろいろ調べて、間違いが見つかったら税理士事務所を通じて自治会に払い戻しを求めて、払い戻しの金額の半分を報酬として受け取るということで、徹底的に調べたら14万件。日本全国の面積からいったら、23区と政令市、面積でいったら少ないと思いますね。でも18年度で14万件といえばすごい数だと思います。ですから、路線価、きめ細かく、確かに言葉では公平公正でいいかわかりませんが、将来に間違いの種も残す可能性が大いにあるということなので、やはりシンプルズベストです。単純なほうが間違いが少なくないかと思っています。

僕が、一番、町の姿勢に疑問を持っておるのが、相談されるところが違うんじゃないかと思っておるんです。運用面だったら不動産鑑定士でいいと思うんです。ところが、一番最初に相談されんにゃいけないのは、法律家だと思っておるんです。だから、今回の5月1日の文面の中にも不動産鑑定士なんかの意見を聞いたような、そういうふうな書き方が中に入ったんじゃないかという気がしますし、いろんな面で、もちろん不動産鑑定士は、はっきり言いまして、相談を受ければ自分の仕事もふえるんでしょから、こういう言い方をしたらいけないのですが、間違っておったら謝りますが。相談するところが、やはり税のことですから、聞くところは法律家でないといけんじやろうと思います。

最後の質問にしたいと思いますが、僕は田布施町には住宅地はあっても市街側はないと思っておるんです。だから具体的に言いますと、中央南とか、ジューケタウンとか、確かに住宅地じゃありませんが、今から15年、20年たったら、みな子供が高校を卒業して、ほとんどの家が老夫婦二人になるというような、田布施町、家が詰んでおっても、そういうふうな将来を考えたら、空き家予備軍というふうな、今、若い人が住んでおるところでも、そういう状況で、町の中の一方通行なんかもどんどん空き家が出るような状況で、果たして市街地と呼べるようなところがあるのだろうか。責めるわけでも何でもないです。一緒に考えましょうということの提案ですから。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、竹谷和彦議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） それでは、3問質問をさせていただきます。一問一答方式で1問目が御解答を町長、教育長、2問目、3問目は町長お願いいたします。

それでは初めに、田伏中学校の設備運用について質問いたします。先日来、田布施中学校体育館に音響機材を搬入した際、重い機材を階段から運び込むのに大変苦心した。エレベーターがあるのに使えない状況であった。田布施中学校体育館のエレベーターが使用できないのはなぜか。田布施中学校文化祭や町内の小中学校音楽発表会等で楽器や放送機材を体育館に搬入する際、エレベーターが使えたらよいのにという声をよく聞く。

また、昨今、コミュニティースクールで多くの方が学校を訪れる機会も増えている現在、この先もずっとエレベーターが使えない状態なのかお尋ねしたい。

そこで、1、いつからどのような理由で使用できなくなったのでしょうか。それから2番、今後の予定はどのようになっていますかということです。お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 2点の御質問でございますが、私と教育長のほうからそれぞれお答えさせていただきます。

まず、田布施中学校の体育館のエレベーターの詳細については、後ほど教育長より答弁をしておりますが、使用ができなくなったというのは、本町の財政が逼迫していた十数年前に、私も覚えておるんですが、予算査定の折、維持管理費が多額で使用頻度も少ないということで、やむを得ず、その当時、使用を停止したということ覚えております。現在にそのまま至っておるという現状でございます。

御質問のように、エレベーターが使用できれば、校舎棟にも入れますし、体育館が二次避難所となっていることもあり、今後、使用できるように、当然、検討しなければならないと考えております。

しかし、その優先順位でございますが、当面、中学校の大規模改造を今、進めております。これを早期に完成させねばなりませんし、来年度からの小学校のプログラミング教育必修化とか、小・中学校の情報教育の環境整備等、教育部門が抱えるこれからの大きな事業というのは大変なものがございますので、当然、今後の検討も進めてさせていただきますが、当面、早急に、一番先という順番にならないというのは御理解いただきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、引き続き、今後のエレベーターの運用についてお答えします。  
現在のエレベーターを再稼動するのに必要となる経費、手続等についてお答えします。

専門家に照会をしたところ、本エレベーターは既に製造中止となっており、部品も在庫限りとなっていることから、仮に、今回安全点検を行い、必要な部品を交換し、再稼動したとしても、次回の修理は大変困難であり、また安全基準についても現在の基準に一部適合しないとの回答でした。

仮に、現在のエレベーターを新たなものに改修するとした場合の経費について確認したところ、概算ではありますが、工事費として2,000万円から3,000万円が程度が必要であり、加えて年間保守経費として毎年約50万円程度が必要となるとの回答でございます。

これらのことを踏まえると、先に町長も答弁されましたように、エレベーターの再稼動につきましては、他の学校施設の改善整備と総合的に考えていく必要があります、現在、ほかに優先すべき案件があることから、現時点で再稼動は考えにくい状況にあります。

しかし、御指摘にもありますように、コミュニティースクールとして開かれた学校を目指す上でも、地域の方により多く足を運んでいただけるよう、整備していきたいというふうに、先ほどと同じように考えております。

また、学校におきましても、インクルーシブ教育とか、合理的配慮といった観点からも、中学校の施設の充実につきましては、大規模改修事業等にエレベーターの改修を位置づけ、計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 過去にも2度ばかり、この内容はほかの議員さんが質問されたので、重々知っていながら質問したんですけれども、これは利用者にとって、切実な思いがありますので、ぜひ前向きに、なるべく早くお願いしたいと思います。

それでは、次に行きます。2番、役場の内装工事はというところですか。田布施町役場は、さきの耐震工事でエレベーターもつき、見違えるような外観になった。他の市町の方から、きれいですね、建てかわったのですかと言われた。大変喜ばしいことである。しかしながら、中身はさほど変わっておらず、昔の古い感じのままである。内装やレイアウトを含め、センスのよい、昭和のイメージを残しながらの改装をしてはどうだろうか。特に目につくのは床面である。一部、床を木製にする等、足元からきれいにして、中も外装に負けないようにしていただきたい。今後の検討や計画は予定されているのでしょうか。以上、お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

昨年度、耐震補強工事が完了いたしまして、その庁舎外観について、きれいになったねというお言葉をいただいたということ、大変うれしく思っておりますが、あくまで、さきの工事は現庁舎の機能を生かした上での耐震性を確保しようという、限られた目的でやったものでございまして、御承知のとおり、内装等については、クラックのある箇所の補修など、最低限の施工にとどめており、その結果、支出額は3億円程度に抑えることはできましたが、議員おっしゃいますように、基本的な床、壁、天井等はそのままの状態になっております。今後、計画的に補修等を計画してまいりたいと思いますが、現在、ほかの重要事業もたくさん抱えておりますので、どうしても後回しになるということについては、御理解をいただきたいというふうに思います。

現在、具体的に、いつ、この内装、外装、床に取りかかるという計画は、まだ持っておりませんが、これまでもできるだけ職員がタイルの張りかえ等、やってくれましたので、職員ができるところとか、簡単な修繕等を行いながら、また時期を見て、部分部分の実施になると思いますので、計画的にお客さんが来て、安心できるような庁舎をつくっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。やはり、まず1階の、入って行って、まず床が気になりますね。その辺から、まず1階の部分からやっていただきたい。それから、若い職員さんもたくさんおられますので、若い人の意見も取り入れながら、ぜひ今後もきれいにしていきたいと思います。

それでは3番目に行きます。田布施町の婚活支援ということでお尋ねします。全国的に出生率が低下し、人口減少が大きな社会問題となっている。結婚しない人が多くなってきている。昭和の時代には結婚を斡旋する方や仲人さんがたくさんおられましたけれども、最近、その話も聞かなくなりました。また以前は、青年団主催の文化祭やダンスパーティー等があり、若者の出会いとか、そういった場がたくさんあった。それらが全くない現在、田布施町独自の婚活支援は行わないのか。これからの田布施町の取り組みについてお聞きしたい。

1番として、田布施町内の30歳以上、40歳以上、50歳以上の独身者はそれぞれどれくらいの割合なのでしょうか。

2番目として、柳井市主導の馬島での婚活パーティーの状況は、現在どのようになっているのか。今までの参加人数とか、参加者の結婚率はどうなっているか。また、男女で参加費がなぜ異なるのか。それから年齢制限があるのはなぜか。

3番目、他の婚活イベントに便乗するだけでなく、町独自の婚活イベントは企画しないのか。出会いの機会が多いほどカップル成立がふえるのではないか。また、新しく結婚される方への田布施町へ



の移住勧奨は行わないのか。婚活イベントを企画する場合には、どの課が担当・主導するのか。

以上、お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず1点目の各年代の独身者の割合についてでございますが、独身者そのものを調査した数字ではございませんが、平成27年度の国勢調査に、未婚者の数というものがございまして、その数を独身者と考えると、30代が約35.8%、40代が約25.1%、50代が12.8%となっております。

次に2点目の婚活イベントについてですが、現在、柳井地区広域行政連絡協議会において各市町の持ち回りで、婚活イベントを平成26年度から開催しております。平成26年度は1回、それ以降は毎年3回開催しており、田布施町は平成27年度より毎年開催を引き受けております。

平成28年度に台風により馬島での開催が中止となり、急遽サリジェで婚活イベントを開催した以外は、全て、のんびらんどうましまで開催しております。

本イベントには、婚活イベントの受託団体スタッフ、のんびらんどうましまのスタッフ数名、そして町の職員、そして他の市町からの派遣職員で運営を行っております。

これまでの5年間、本町で引き受けた参加者の合計は149名でございます。その中で、イベント時に相思相愛カップルとして成立したのが9組、お友達カップルの成立が7組となっております。そのカップルの中で、実際に結婚されたかどうかについては、プライバシー等の問題があり、追跡調査は行わないこととしております。

参加費についてでございますが、民間の開催とは異なり、行政が関与しているイベントでございますので、男女同一の参加費となっておりますように聞いております。

また、年齢制限につきましては、本事業を柳井地区広域行政連絡協議会で始める際に、若者向けの施策として位置づけられ、1市4町での協議の上、20歳から45歳までとされております。

最後に、3点目の町独自の婚活イベントについてでございますが、現在、柳井地区で年3回募集をかけておりますが、なかなか定員が埋まらないという状況でございます。開催が危ぶまれる回もあるという現状でございます。イベントを始めた際は、テレビ等でもやっておりましたし、目新しさもあり、応募も多かったんですが、これだけ回を重ねてまいりますと、なかなかそうした目新しさもなくなって、なかなか参加者も確保できないというのが現状であるというふうに聞いております。

また、本町では移住施策の一環として、子育て世代の応援事業などに力を注いでおりますが、新しく結婚される方への移住勧奨につきまして、今後、柳井地区広域行政連絡協議会で勧奨方法などは調査・研究をしてまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） 今、なかなか厳しい状況が伝わってまいりましたけれども、しかし厳しい、厳しいと言って何もなかったら、なかなか新たなカップルというか、田布施に住んでもらえる人が増えないわけでごさいます、私の近所も、先ほど松田議員が言われたように、もう跡取りがないような家がたくさんありまして、この先、10年先には、かなり空き家が出てくると。そうなると、新しい人にどんどん何とか住んでもらわなければ、この町の未来というのは、かなり先行きも暗いなという気がします。

それで、来年、企画財政課のほうでイベントとか企画していらっしゃるようですが、そういった機会、若者が集う機会をたくさん持っていただいて、こういったイベントも、できれば課のほうで企画していただいて、おれんじカフェのように、とりあえず立ち上げて、継続していくということをお願いしたいんですが、その辺、どうでしょうか。難しいですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、竹谷議員の言われるように、出会いの場というのは大変必要だとは思っております。先ほど町長の答弁にもございましたけど、柳井地区でも年々参加者が減っていくような状況でございます。私的にも、民間の街コンイベントとか、出会い系のアプリとかサイトが年々充実していることによって、それらの影響があるんじゃないかとは思ってはいるところでございますが、現在、委託によって、らくよりドットコムという業者に委託しているわけでございますけれども、町独自で運営するとなると、運営のノウハウとか、先ほどのプライバシーの保護の問題等もございまして、広域的に行うことが、私的には効率的であると考えてはおります。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） わかりました。今後、機会があるごとに頭にとどめておいていただきたいと思います。

きょう、ネットを見ていたら、山口県の婚活支援というので検索すると、確かにネットの申し込みがいろいろありまして、40から50代の人とか、年齢等は問わずとか。それから26から39歳と。値段を見たら、やはり男性が高い。男性が5,000円で女性が1,000円とか、それから男性が6,800円で女性が2,000円というふうになっていまして、これは余分ですが。こういうことも一つ頭に入れて、若い人が集える機会をつくっていただきたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 参加費の違いについてなんでございますけれども、今、柳井地区では先ほど町長の答弁にもございましたけど、同一の参加費になっておるわけでございますけど、ほかの自治体によりまして、主催が民間の業者であれば、自治体が補助していくというパターンなんですけど、その場合は参加費に差をつけることができます。その場合は、大体、参加費は男性のほうが高い設定となっておりますが、一応、柳井地区は行政主導、主催ということでございますので、同一の参加費としております。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） わかりました。今後、何かについて、イベントにしても、そういうのをぜひたくさんやっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、竹谷和彦議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） これをもって一般質問を終わります。

3時5分まで休憩をとります。

午後3時05分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（瀬石 公夫議員） 会議を再開します。

.....

日程第5. 議案第57号

日程第6. 議案第58号

日程第7. 議案第59号

日程第8. 議案第60号

日程第9. 議案第61号

日程第10. 議案第62号

日程第11. 議案第63号

日程第12. 議案第64号

日程第13. 議案第65号

日程第14. 議案第66号

日程第15. 議案第67号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第5、議案第57号令和元年度田布施町一般会計補正予算（第3号）議定についてから日程第15、議案第67号田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまで11件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました11議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、議案第57号は、田布施町一般会計補正予算（第3号）でございます。

歳入の主な内容ですが、国庫支出金は水産物供給基盤機能保全事業、幼児教育無償化に伴う子育てのための施設等利用給付交付金などによる増額補正でございます。

県支出金につきましても、幼児教育無償化に伴う子育てのための施設等利用給付交付金などによる増額補正でございます。

寄附金について、大口の寄附が2件あったことにより、増額補正としております。

町債は、中学校大規模改造事業について、充当率が高く、地方財政措置の手厚い地方債メニューを選択できることとなったことなどからの増額補正でございます。

なお、収支調整として、財政基金からの繰入金5,500万円を計上しております。

次に歳出ですが、各費目におきまして、給与改定に伴う職員人件費の補正を行っております。

各費目の主な内容ですが、まず、総務費は、地方創生の拠点として整備しております地域交流館の増築工事に伴う増額補正でございます。

民生費は、法人保育園委託料の増額見込み、後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の前年度精算などにより増額補正としております。

農林水産業費は、本土における尾津漁港水産物供給基盤機能保全事業などに伴う増額補正でございます。

土木費は、街路県事業負担金の増額等により、消防費は、県道拡幅に伴う消火栓移設工事等により、教育費は、幼児教育無償化に伴う施設等利用給付事業により、それぞれ増額補正でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ1億2,622万5,000円を増額補正し、予算総額を61億7,293万6,000円とするものでございます。

議案第58号から第61号までは特別会計に係る補正予算でございます。

議案第58号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号で）ございます。主な補正内容は、社会保障・税番号制度に伴う、システム改修に係る増額補正でございます。

議案第59号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。主な補正内容は、設計委託の増額見込みに伴う予算の組みかえでございます。

議案第60号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。主な補正内容は、介護ニーズを把握するための調査費の計上による増額補正でございます。

議案第61号は、田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。主な補正内容は、給与改定に伴う職員人件費の増額補正でございます。

以上が予算関係議案についてであります。引き続き、条例その他の案件について御説明申し上げます。

議案第62号から議案第64号までの3件は、人事院勧告及び山口県人事委員会勧告に準じて実施する特別職及び一般職の給与改定に伴う条例改正でございます。

まず、議案第62号は、田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。改正内容は、期末手当支給割合の改定でございます。

議案第64号で一般職の元年度の勤勉手当を年間0.1月分引き上げることとしており、また、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、6月期及び12月期の支給割合を0.025月ずつ引き上げ、期末手当の年間割合を国に準じた3.4月分とするものでございます。

次に、議案第63号は、町長等の給与に関する条例の一部改正についてでございます。改正の内容は、議案第62号と同じく、期末手当支給割合の改定でございます。

次に、議案第64号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。改正の内容は、山口県人事委員会勧告に準じて、給料表を平均0.02%引き上げ、また、期末勤勉手当について、6月期及び12月期の勤勉手当支給割合を0.05月分ずつ引上げ、総支給割合を年間4.5月分とするものでございます。

続きまして、議案第65号は、田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保のため、令和2年4月1日を施行日として会計年度任用職員制度が創設されます。これに伴い、現在の臨時職員、パート職員及び嘱託職員の任用形態は、ほとんど会計年度任用職員制度に移行するわけですが、本案は、フルタイム会計年度任用職員の給料及び諸手当と、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給等について規定するものでございます。

次に、議案第66号は、さきの会計年度任用職員に関連するもので、同じく地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するものでございます。主な点は、会計

年度任用職員も非常勤職員ではありますが、今後は一般職となることから、常勤職員との区別が必要な規定について、関係条例の整備を行うものでございます。

議案第67号は、田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。これは、国の省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員要件における見なし規定の経過措置を延長するための改正でございます。

以上、本日御提案申し上げました11件につきまして、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第57号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第58号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第59号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第60号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第61号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第62号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第63号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第64号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第65号、質疑はありませんか。木本議員。

○議員（6番 木本 睦博議員） これは地域協力隊なんかもボーナスで出るということですよ。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀主幹。

○総務課主幹（堀 昌子君） 全員出るわけではなくて、フルタイムの人と1週間の勤務時間が常勤職員の5分の3に相当する者にしたということ。

○議長（瀬石 公夫議員） 木本議員。

○議員（6番 木本 睦博議員） 要は、協力隊なんかの給与は、大体、月14万円ぐらいらしいんですけど、これで、今度は4万ぐらい給料が減って、その分ボーナスが出るわけですよ。だから、14万が毎月10万ずつになって、ボーナスがその分出ると言ったけど、年間にすれば少しプラスらしいんですけど、14万が減るといのは痛いというわけです。毎月14万より……そういうわけじゃないのか。14万もらっていたのが、今度は10万になって、その分ボーナスで出るようになると思ったら、そのボーナスまでの穴埋めが、ボーナスが出ないと穴埋めできないから、こういうのをやると、かえって……

○議長（瀬石 公夫議員） 堀総務課主幹。

○総務課主幹（堀 昌子君） 年間の支給額を。今のところその予定にしております。金額は。

○議長（瀬石 公夫議員） 木本議員。

○議員（6番 木本 睦博議員） 要は、年間にしたら大したことじゃないけど、こういうふうには給料が出るのは毎月10万だから、その給料をそっちのほうからおろさんといけん。それでまたボーナスからも使えないボーナスの分を毎月4万ずつ充てんにやいけんから。岩国のほうでは、時間給にしているから、あまり差はないけど、給料の跳ね返りは変わらんということだけ。結果的に、これは払い方がそうになっているが。給料が10万減って、ボーナスがそれに。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） この制度は、先ほど主幹が申しましたように、今の報酬賃金を、まず給料表に当てはめなさいという作業があるんです。給料表に当てはめるといことは、理屈上、昇給をしていくという。今までは公民館長も普通のパートさんも時給幾らとかいう計算をしておりましたが、国が申すには、一般職ですから給料表に適應しなさいということになる。それと、もう1点、ボーナス

を出しなさいということになります。普通の職員は、通常、ボーナスが増えるわけです。だから、給料へ減らすということは、ほとんどしません。しかし、協力隊員の場合は、もともと年間の、これだけですよという契約が、今、途中の段階で、この制度に移っていくという特殊な事情がありますので、全部そうするわけじゃございませんが、今まで保育士さんとか、なかなか確保しにくいということで、以前、ボーナスを払っていたんです。それを自治法上、違反だという話になって、そもそも人材が足りないから、そういう制度をつけて民間と同じように募集しよう。だけど、公務員はボーナスを払ってはいけんということがあって、そういった職員は時給を高くして、ボーナスを払っていた分を給料のほうへ、月給とか時間給のほうへ振り当てる職員が何ぽかおられます。そういった職員を、今回、是正せんにゃいけませんので、ボーナスが発生しますので、上げた給料を下げるという作業と、ボーナスをやって、年間は一緒だと。

協力隊の隊員が、うちと雇用契約をもともと結んでおる中で、4月から発生して、それを3年間雇用しようということなんですが、基本的には毎年毎年の3年更新契約ですよということでございますので、今、堀主幹が申しあげましたように、当初の年間の支給金額というものを基本にしようということで、今、具体的に給料に当てはめたわけではございませんが、理屈上からいくと、今の額を給料にはめないといけないという作業が出てまいります。ですから、今後、最低賃金が上がったりすると、一番下に入れたりしても、それがはまらないと、上げていかなければいけないというような、やっかいな仕組みになっておまして、今、木本議員がおっしゃる協力隊のところ、堀主幹も困っておるところでございます。少し検討は、させていただきます、運用はまた考えますよ、基本的には給料表にはめる。はめたらボーナスを払うということと、年間の金額というものとの関係がございますので、その辺を少し考えさせていただきます。

○議員（6番 木本 睦博議員） 彼も自分で計算したところ、毎月5万ぐらい給料が下がるらしいんです。要は彼らもあちこちの協力隊と連絡し合って、例えば田布施なんかの協力隊も、きょうは4時までですけど、田植えを4時に帰るわけにはいかないから、結局、5時、6時まで残業になるわけなんです。だから、時給にしてもらえれば、この影響もまた少なくなるんじゃないかということなんです。普通でボーナス払ってもらおうような形。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、協力隊員は時給制度にしておりませんので、もともとタイムカードで管理するような仕事でないということがある点で、週4日程度、大体これだけの時間、仕事をしてくださいという中で、それは勤務時間が少なかったり多かったり、ほかの職業を兼ねたりということがございますので、特殊ではございますが、今、おっしゃる影響が少し大きいのかもわかりませんので、



検討はさせていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） 65号、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） それでは質疑なしと認めます。

議案第66号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第67号、質疑はありませんか。西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 放課後児童健全育成事業なんですけれども、いわゆる児童クラブと思うんですけれども、この中で支援員不足の関係で、こういったのをやっていると思うんですけれども、実際、児童クラブ支援員は不足しておりますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） やはり資格があって、そういった支援員としての業務に当たられるということなので、誰でもというわけにはいかないというのが現状です。なかなか募集をかけても、すぐに2人、3人と来ていただけるわけでもありませんので、今、何とかぎりぎり回しているというのが正直なところです。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（5番 石田 修一議員） 西本議員、これは自分の委員会で付託されるんだから、そっち側でやってもらうたらどうですか。

○議員（1番 西本 篤史議員） はい。

○議長（瀬石 公夫議員） ほかに何か質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） それでは質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、ただいま議題となっております議案第57号から議案第67号までの11件は、会議規則第39条第1項の規定によりお手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（ベル）

午後 3 時 2 5 分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬石 公夫

署名議員 清神 清

署名議員 河内 賀寿

議事日程(第2号)

令和元年12月18日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第57号  
令和元年度田布施町一般会計補正予算(第3号)議定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第58号  
令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第4 議案第59号  
令和元年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第60号  
令和元年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について(委員長報告)
- 日程第6 議案第61号  
令和元年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第7 議案第62号  
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第8 議案第63号  
町長等の給与に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第9 議案第64号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第10 議案第65号  
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
(委員長報告)

- 日程第 1 1 議案第 6 6 号  
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 6 7 号  
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 3 陳情第 9 号  
国営圃場整備事業に伴う町道栗島線の崩落防止策について (委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 6 8 号  
監査委員の選任について
- 日程第 1 5 田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第 1 6 閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 7 号  
令和元年度田布施町一般会計補正予算 (第 3 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 3 議案第 5 8 号  
令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 4 議案第 5 9 号  
令和元年度田布施町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 5 議案第 6 0 号  
令和元年度田布施町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 1 号  
令和元年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 7 議案第 6 2 号  
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について (委員長報告)

- 日程第 8 議案第 6 3 号  
町長等の給与に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 9 議案第 6 4 号  
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 0 議案第 6 5 号  
田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 1 1 議案第 6 6 号  
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 6 7 号  
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 3 陳情第 9 号  
国営圃場整備事業に伴う町道栗島線の崩落防止策について (委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 6 8 号  
監査委員の選任について
- 日程第 1 5 田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第 1 6 閉会中の継続調査について

---

出席議員 (13名)

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 番 西 本 篤 史 議員   | 2 番 谷 村 善 彦 議員   |
| 3 番 國 本 悦 郎 議員   | 4 番 清 神 清 議員     |
| 5 番 石 田 修 一 議員   | 6 番 木 本 睦 博 議員   |
| 7 番 松 田 規 久 夫 議員 | 8 番 竹 谷 和 彦 議員   |
| 9 番 穴 井 謙 次 議員   | 1 0 番 畠 中 孝 議員   |
| 1 1 番 林 山 健 二 議員 | 1 2 番 河 内 賀 寿 議員 |
| 1 3 番 瀬 石 公 夫 議員 |                  |

---

欠 席 議 員 ( な し )

---

欠 員 ( な し )

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 森 本 充 君 書 記 福 本 俊 明 君  
書 記 有 吉 純 一 君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長 東 浩 二 君 副 町 長 川 添 俊 樹 君  
教 育 長 尾 崎 龍 彦 君 総 務 課 長 亀 田 典 志 君  
企画財政課長 森 清 君 税 務 課 長 堀 川 誠 君  
経 済 課 長 山 中 浩 徳 君 建 設 課 長 田 中 和 彦 君  
町民福祉課長 坂 本 哲 夫 君 健康福祉課長 吉 村 明 夫 君  
会 計 室 長 恵 元 朗 夫 君 学 校 教 育 課 長 長 合 保 典 君  
社会教育課長 増 原 慎 一 君 総 務 課 主 幹 堀 昌 子 君  
税 務 課 主 幹 藤 本 直 樹 君 建 設 課 技 幹 吉 藤 功 治 君  
代表監査委員 常 見 京 平 君

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（瀬石 公夫議員） 定刻になりましたので、始めたいと思います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により石田修一議員、木本睦博議員を指名します。

亀田総務課長から発言があるようですので、許可します。

○総務課長（亀田 典志君） すみません。先日、11月の16日の月曜日に開催されました総務文教委員会におきまして、國本議員さんより町長や副町長の報酬及び税務課長の減給の人権費について、今回、議案として提出しております12月補正に反映しているかというのを御質問がありました。それに対しまして、12月補正に反映しているとの私のほうから答弁をいたしました。委員会終了後、確認したところ、町長、副町長の報酬の減給につきまして12月補正に反映していないということが判明いたしました。また税務課長の給料につきましても12月補正の提出、予算要求の提出時で確定しています10月分だけを今回の12月補正に反映しているということでございます。総務文教委員会で私のほうで説明したのが間違いでしたということで、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

なお、町長、副町長の報酬の減給や税務課長の残る11月、12月の給料や勤勉手当につきましては、3月補正で反映したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。申しわけございません。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） ちょっとこれまでのことを踏まえて、ちょっと意見を述べさせていただきます。

今、総務課長から虚偽の説明の報告がありましたが、それらを含め議長に要請したいことがありますので、ひとこと言わせてください。

今まで私の質問に対して、侮っているのかどうかわかりませんが、不誠実な対応が多いように思われます。私も質問するからには、それなりの裏づけ資料をそろえ質問しているつもりです。

6月議会では、執行部に反問権がないにもかかわらず、私が得た資料に対し、堀川課長は、内部資



料はどこから得たかと聞き返しています。9月議会で質問した件では、上司に進言した昨年5月7日資料をも手に入っていますし、7月末に課長に提出した引き継ぎ書も手に入れて質問しているのに、執行部は、お前の裏づけ資料は1人では手にはないと知らぬ存ぜぬで押し通しています。

そして、今12月議会では、人事評価に関して堀川課長は事実関係等の答弁を、発言を差し控えますや、お答えできません等、答弁を回避しています。

そのかわり副町長が前面に立ち、第一評価者が下した面談なしのゼロの評価に自筆で一次評価と承認し、確認印を町長からもらった評価の確定した写しを非評価者に渡しているにもかかわらず、Cシートが出ていない、後づけの理由に終始しています。

11月から県の人事課と人事評価についてやり取りをしています。ゼロ評価について県は、管理職の実績評価においては成果が認められない場合、一次評価者が目標項目ごとにゼロ点という評点を付すことはあります。面談については、面談をしないで評価するとは想定しないと回答しています。（「議長ええですか。10日の一般質問の続きをやってほしゅうないですが」と呼ぶ者あり）本来ならありえない……。

○議長（瀬石 公夫議員） 意見で、今、簡明にちょっとお願いします、そりゃあ、もうちょっと、一般質問のような感じですから。簡明をお願いします。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 要請です、議長に要請するんです。

本来ならあり得ない面談をしながらのゼロ評価の見直しを第一評価者に指示すべき人が弁明するのは見苦しいです。ゼロ評価にショックを受けた評価者に対し、顔向けができない発言だと思います。そして今、総務課長から……。

○議長（瀬石 公夫議員） 話し中ですけど、全協でちょっとやってください。ちょっとこりゃあ議会じゃ、全協、すぐやるから。全協。最後にちょっと一言締めを言うて、それでやめてください。全協があります。

○議員（3番 國本 悦郎議員） じゃあ、私の質問に対して、その場、その場、うまく切り抜けたらどうにかなると思っているのかもしれませんが、議会軽視も甚だしいと感じています。私も多くの町民の負託を背景に意見を述べています。

そこで、議長にお願いですが、議員の質問に対し、執行部が真摯な対応するよう要請します。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 意見ですね。それでまた。

今、意見がありましたので、私、十分、それなら心得て。私に言われたちゅうことで。

日程第 2. 議案第 5 7 号

日程第 3. 議案第 5 8 号

日程第 4. 議案第 5 9 号

日程第 5. 議案第 6 0 号

日程第 6. 議案第 6 1 号

日程第 7. 議案第 6 2 号

日程第 8. 議案第 6 3 号

日程第 9. 議案第 6 4 号

日程第 1 0. 議案第 6 5 号

日程第 1 1. 議案第 6 6 号

日程第 1 2. 議案第 6 7 号

日程第 1 3. 陳情第 9 号

○議長（瀬石 公夫議員） それでは日程第 2、議案第 5 7 号令和元年度田布施町一般会計補正予算（第 3 号）議定についてから、日程第 1 3、陳情第 9 号国営圃場整備事業に伴う町道栗島線の崩落防止策についてまで、1 2 件を一括議題とします。

まず、委員外の審査の経過及び結果の報告を求めます。松田総務文教委員長。

○総務文教委員長（松田規久夫議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 1 2 月 1 0 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 5 7 号及び議案第 6 2 号から議案第 6 6 号の議案 6 件について 1 2 月 1 6 日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。

議案 6 件につきまして、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第 5 7 号、議案第 6 4 号、議案第 6 5 号、議案第 6 6 号は全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。また議案第 6 2 号及び議案第 6 3 号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告をいたします。

去る 1 2 月 1 0 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 5 7 号から 6 1 号及び議案第 6 7 号の議案 6 件及び陳情第 9 号について 1 2 月 1 2 日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案6件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、陳情第9号については採決の結果、お手元に配付の陳情審査報告書のとおり全会一致で不採択に決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第57号から陳情第9号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号令和元年度田布施町一般会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についてから、議案第61号令和元年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についてまで4件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第58号から議案第61号までの4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立多数です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号町長の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立多数です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号田布施町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第9号国営圃場整備事業に伴う町道栗島線の崩落防止策についてを採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採択します。陳情第9号は原案のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。ちょっとわかりにくいんですが、採択の方は起立が必要ということです。採択をするという。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立なしです。したがって、陳情第9号は不採択されました。

---

#### 日程第14. 議案第68号

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第14、議案第68号監査委員の選任についてを議題とします。  
議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました追加議案の提案理由を説明申し上げます。

議案第68号は、監査委員の選任についてでございます。本案は、田布施町監査委員常見京平氏の任期が本年12月19日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

常見さんには、平成27年12月から監査委員をお願いしておりまして、優れた私見から地方行政全般にわたる貴重なアドバイスをいただいております。監査委員として最適任と考え提出するものでございます。

よろしく御審議を賜り御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬石 公夫議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第68号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第68号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号監査委員の選任についてを採決します。本件は原案のとおり決定することに

同意の方は起立願います。

〔同意者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり同意されました。

---

**日程第15. 田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙**

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第15、田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

本件は来る令和2年1月31日付で任期満了となる田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の後任として地方自治法第182条の規定により選挙管理委員4名及び補充員4名の計8名を議会において選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、お手元にお配りしました表のとおり岩本宏司氏、平永芳子氏、宗貞京子氏、曾野部敦氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました岩本宏司氏、平永芳子氏、宗貞京子氏、曾野部敦氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、お手元にお配りしました表のとおり第1順位 田中恵美子氏、第2順位 藏敷安英氏、第3順位 井上栄子氏、第4順位 鳥越昭次氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました第1順位 田中恵美子氏、第2順位 藏敷安英氏、第3順位 井上栄子氏、第4順位 鳥越昭次氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

---

#### 日程第16. 閉会中の継続調査について

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第16、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会広報広聴委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（瀬石 公夫議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和元年第6回田布施町議会定例会を閉会いたします。

(ベル)

午前9時22分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬石 公夫

署名議員 石田 修一

署名議員 木本 睦博